

目で見る日本の地方財政

地方財政の状況

平成22年版 地方財政白書ビジュアル版（平成20年度決算）



総務省

地方財政の現状

平成20年度決算の概況	4
決算規模	5
決算収支	5
歳入	6
1. 歳入内訳の構成	6
2. 歳入内訳の推移	7
3. 地方税	8
4. 地方交付税	11
歳出	13
1. 目的別分類	13
2. 性質別分類	16
財政構造の弾力性	19
1. 経常収支比率	19
2. 実質公債費比率及び公債費負担比率	20
地方財政の借入金残高	21
1. 地方債現在高の推移	21
2. 地方財政の借入金残高	22
地方公営企業	23
1. 地方公営企業が占める割合	23
2. 地方公営企業の事業数	24
3. 決算規模	24
4. 経営状況	25
地方財政健全化の推進	26
1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要	26
2. 健全化判断比率・資金不足比率の状況	29

地方財政の動向と課題

1. 地域主権の確立	32
2. 地域力の創造・地方の再生	33
3. 行財政改革への取組	34
(1) 集中改革プラン	34
(2) 行政改革の更なる推進	34
(3) 地方公会計改革と情報開示の推進	35

地方財政の役割

都道府県や市町村は、学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路、下水道などの整備といったさまざまな行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしています。

ここでは、個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政について、普通会計を中心として、平成20年度の決算の状況、地方公共団体の財政健全化への取組などを紹介していきます。

地方公共団体の会計の決算統計上の分類

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、決算統計では地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的な方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計（公営事業会計）と区分しています。

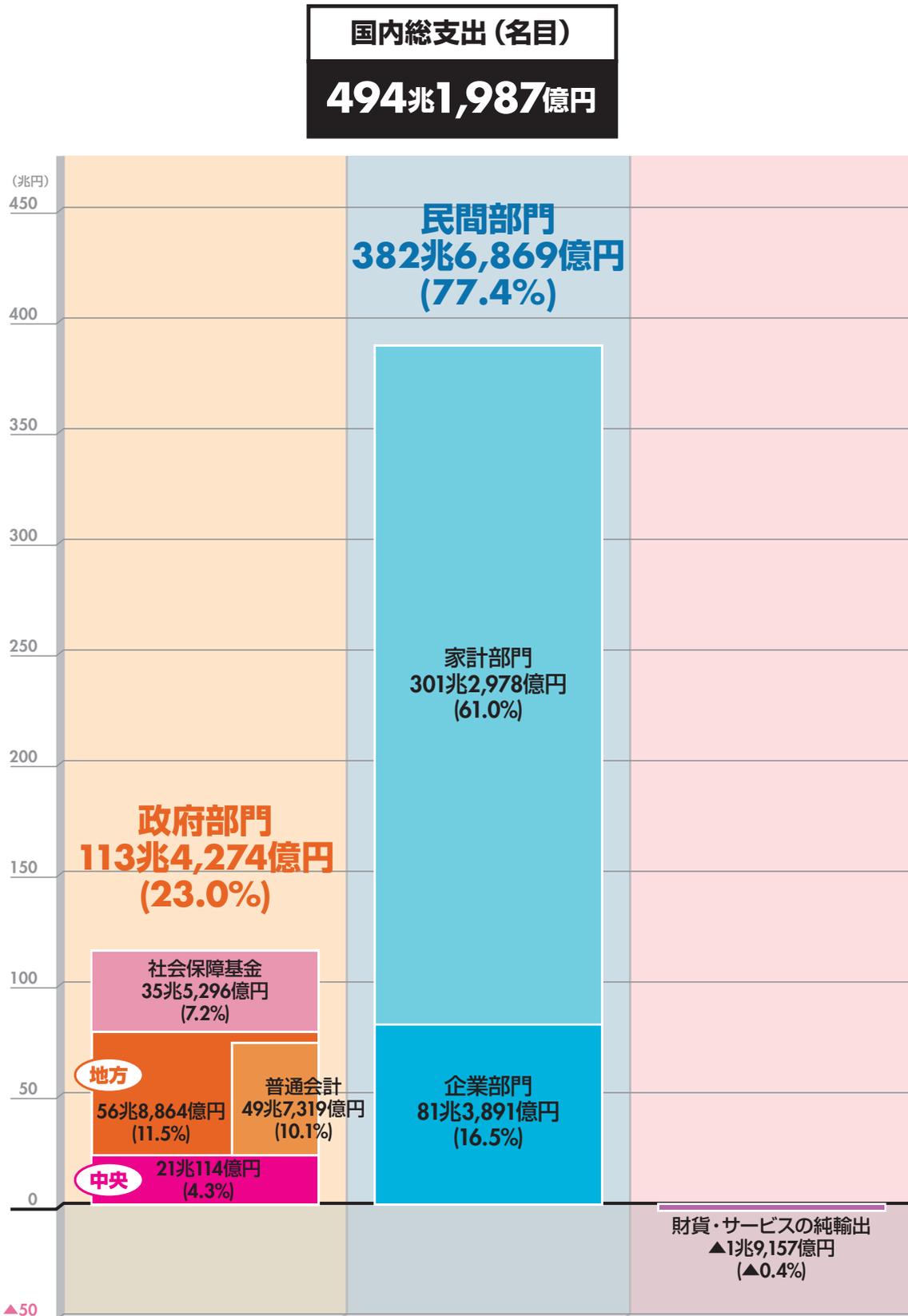
地方公共団体の会計



地方財政の規模は、国の財政に比べてどの程度なのでしょうか？

地方財政の規模を国内総支出に占める割合で見ると、地方政府部門が11.5%を占めており、中央政府の約3倍となっています。

●国内総支出と地方財政



どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？

国と地方を通じた歳出のうち、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生、学校教育、警察・消防、社会教育などの日常生活に関係の深い分野です。

●国と地方の主な目的別歳出の割合（最終支出ベース）

目的別歳出の割合		地方の割合 59%	国の割合 41%
衛生費 3.7%	保健所、ごみ・し尿処理等	97%	3%
学校教育費 9.7%	小・中学校、幼稚園等	88%	12%
司法警察消防費 4.3%		78%	22%
社会教育費等 3.0%	公民館、図書館、博物館等	75%	25%
国土開発費 10.5%	都市計画、道路・橋りょう、公営住宅等	70%	30%
民生費（年金関係を除く） 18.6%	児童福祉、介護などの老人福祉、生活保護等	66%	34%
国土保全費 1.7%	河川海岸	64%	36%
住宅費等 1.4%		61%	39%
商工費 6.0%		59%	41%
公債費 21.5%		41%	59%
災害復旧費等 0.3%		41%	59%
農林水産業費 1.8%		39%	61%
民生費のうち年金関係 4.8%			100%
防衛費 3.2%			100%
総務費・議会費等 8.3%	戸籍、住民基本台帳等	78%	22%

地方財政の現状

平成20年度決算の概況

国の経済対策等により、歳出・歳入ともに増加しました。

1 歳出

89兆6,915億円（前年度比5,439億円、0.6%増）

人件費は6,511億円減少、投資的経費は7,042億円減少しましたが、国の経済対策（補正予算）の実施や生活保護費等の社会保障関係経費が増加（扶助費は3,030億円増加）したこと等により、歳出総額が9年ぶりに増加しています。

2 歳入

92兆2,135億円（前年度比1兆321億円、1.1%増）

地方税は景気悪化に伴う法人関係二税の減収等により5年ぶりに減少（7,083億円減）しましたが、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税が5年ぶりに増加（4,110億円増）し、また、国の経済対策等により国庫支出金が1兆3,612億円増加したこと等により、歳入総額が9年ぶりに増加しています。

3 財政構造の弾力性

財政構造の硬直的な状況が続いており、経常収支比率は依然として高い水準で推移しています。



4 普通会計が負担すべき借入金残高の推移

依然として高い水準で推移しています。

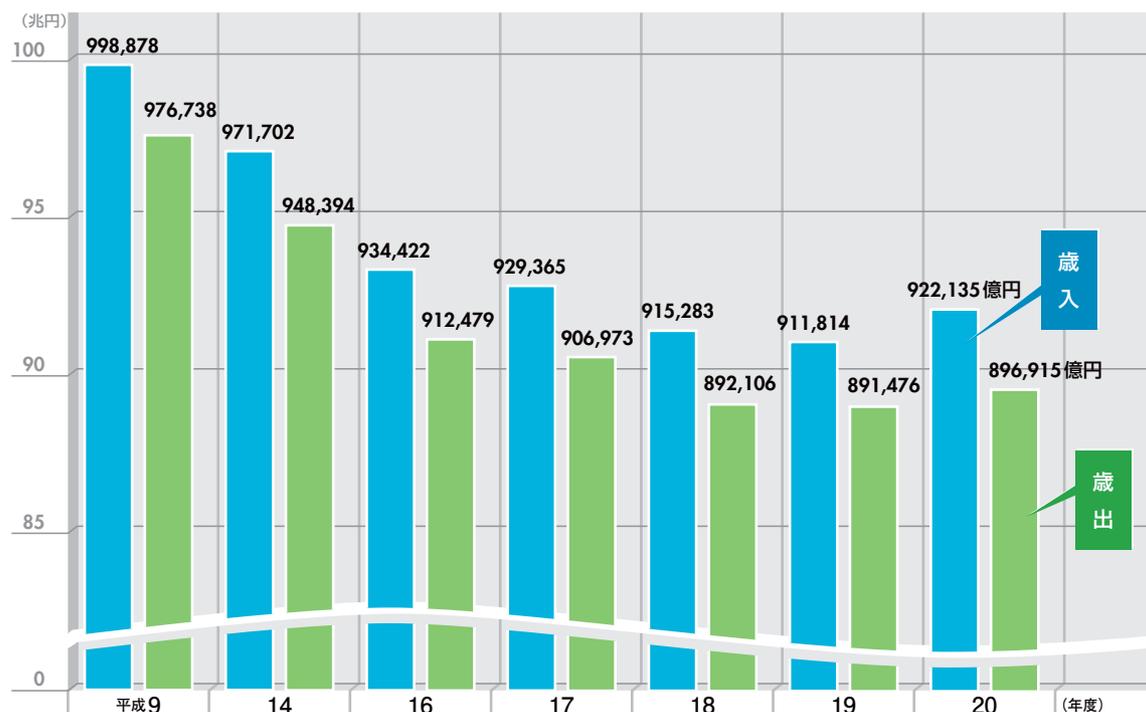


(注1) 企業債現在高（普通会計負担分）は、決算統計をベースとした推計値である。
(注2) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

決算規模

決算規模は、歳入における地方税が景気悪化に伴い減少しましたが、国庫支出金及び地方特別交付金等が増加し、また、歳出においては人件費及び普通建設事業費を中心とする投資的経費は減少しているものの、積立金等の増加により、歳入、歳出ともに9年ぶりに増加しています。

決算規模



決算収支

実質単年度収支は2年ぶりに黒字となり、単年度収支は、2年連続で赤字となっています。

区分	決算期		赤字の団体数	
	20年度	19年度	20年度	19年度
実質単年度収支	1,828億円	△137億円	611 (1,315)	899 (1,586)
単年度収支	△784億円	△1,613億円	843 (1,539)	1,024 (1,723)
実質収支	1兆2,797億円	1兆3,597億円	19 (19)	25 (26)

(注1) 実質単年度収支：単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額
 単年度収支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額
 実質収支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 (注2) 赤字の団体数は、一部事務組合及び広域連合を含まず、()内は、一部事務組合及び広域連合を含む団体数。
 (注3) 平成19年度の赤字の団体には、打切り決算により赤字となった1町村が含まれている。

歳入

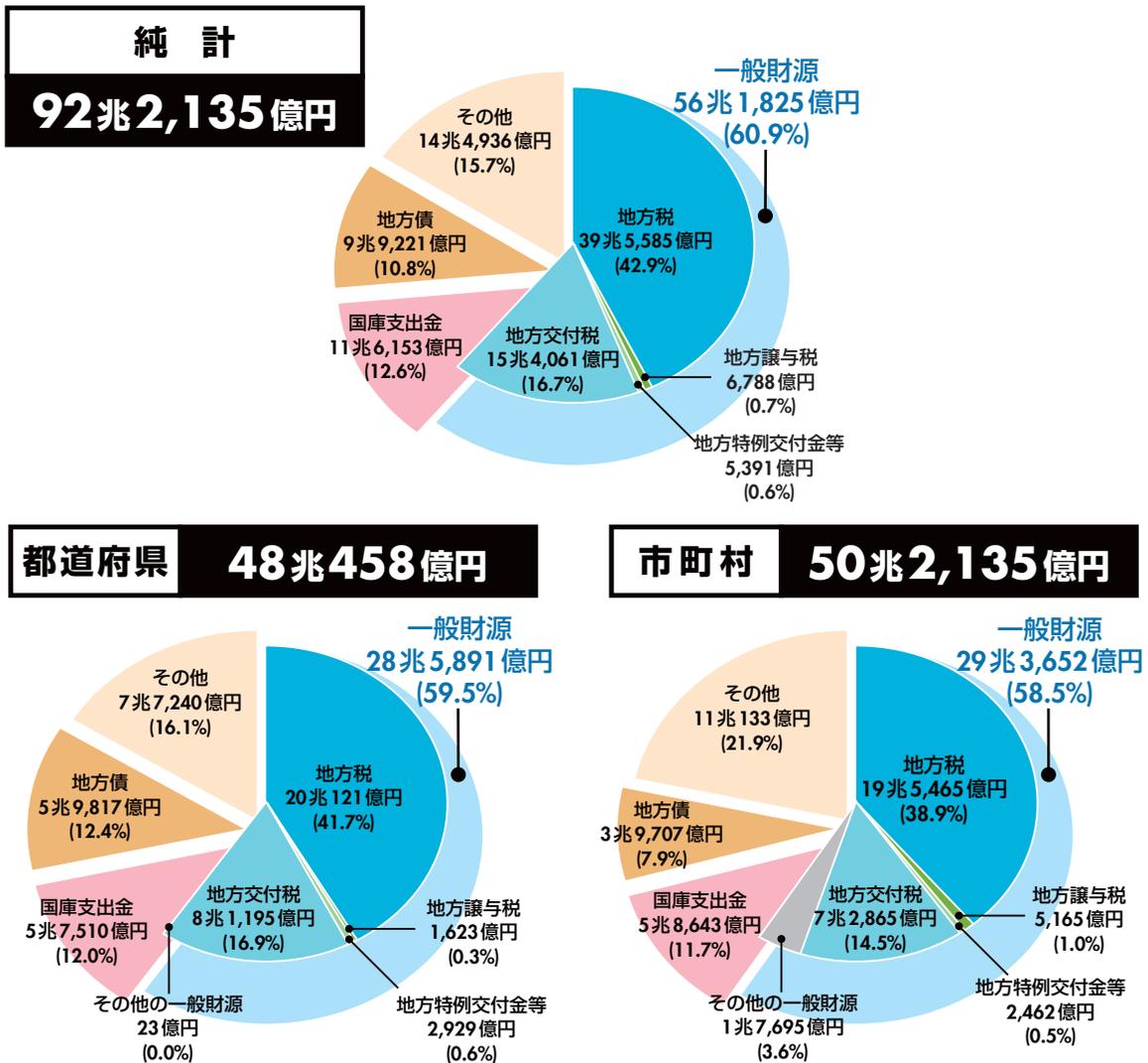
行政活動のためのお金は、どこから来ているのでしょうか？

歳入内訳の構成

地方公共団体の歳入に占める割合は、地方税（約4割）、地方交付税、国庫支出金、地方債の順になっています。

一般財源

地方税や、地方交付税のように、用途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。ここでは、地方税、地方譲与税、地方交付税及び地方特例交付金等の合計額を一般財源として扱っています。地方公共団体が、さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が極めて重要になります。

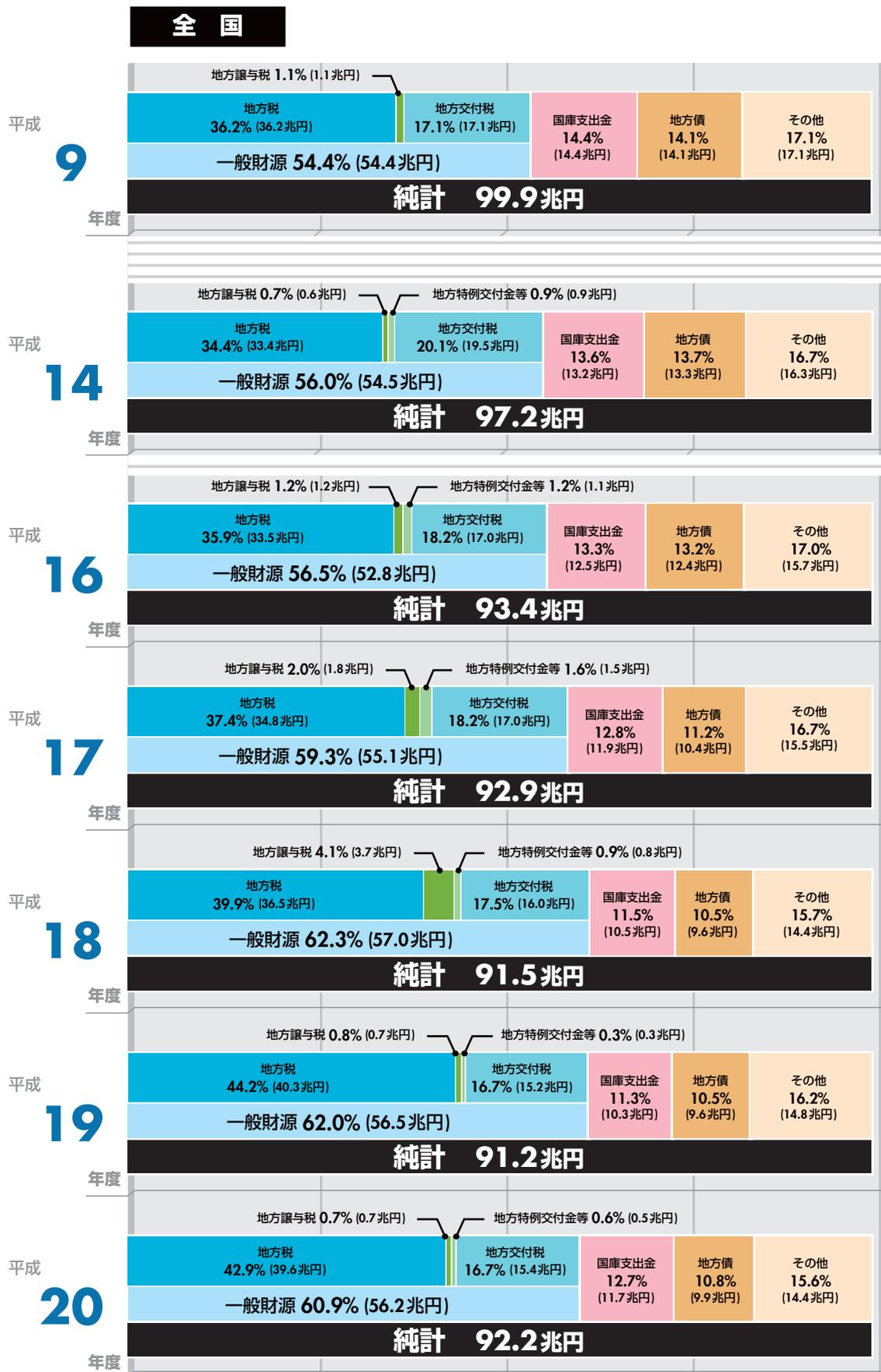


- *地方譲与税 国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。
- *地方特例交付金等 18年度及び19年度の児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するための児童手当特例交付金など、地方税の代替的性格を有する財源です。
- *地方交付税 国税5税の一定割合の額で、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源です（詳しくは11ページ「4地方交付税」をご覧ください）。
- *国庫支出金 国が用途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称です。
- *地方債 地方公共団体の債務のうち、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。

(注1)ここでは普通会計を中心に扱います(上下水道、交通、病院などの「公営企業」は、「地方公営企業」で紹介します)。
 (注2)各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合があります。

2 歳入内訳の推移

歳入総額に占める地方税の割合は約4割を占め、減少傾向にあった国庫支出金が増加に転じた。

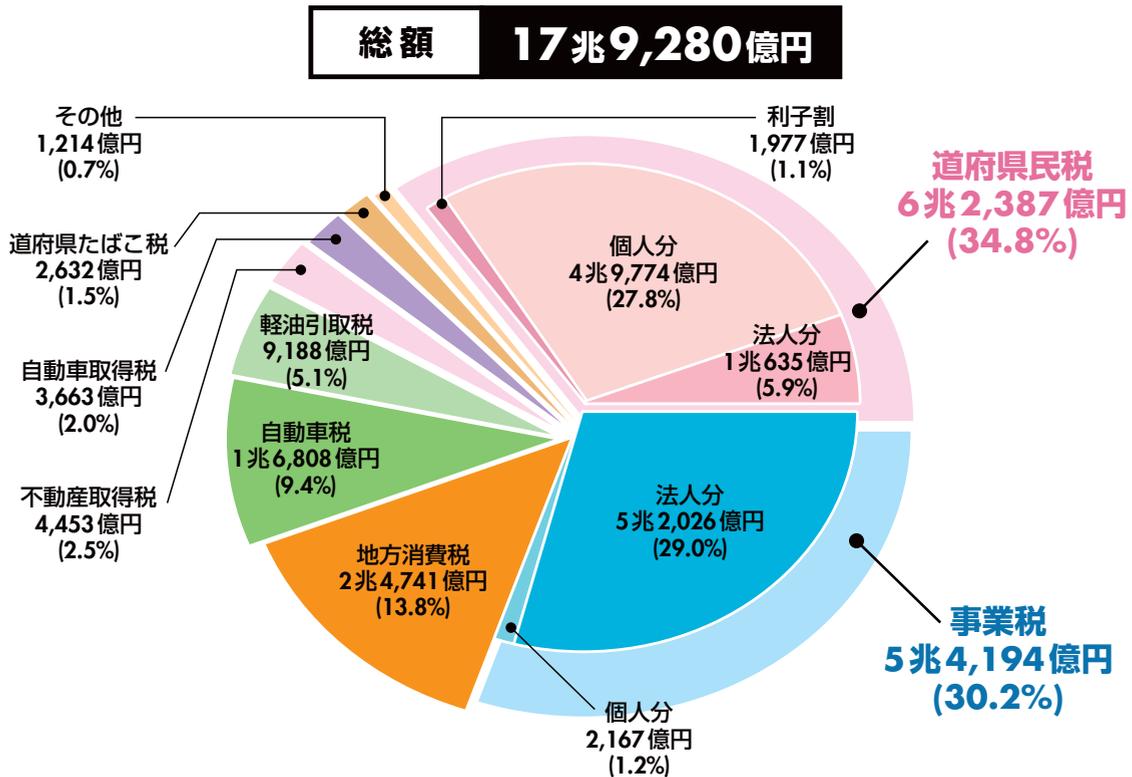


(注)「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めています。

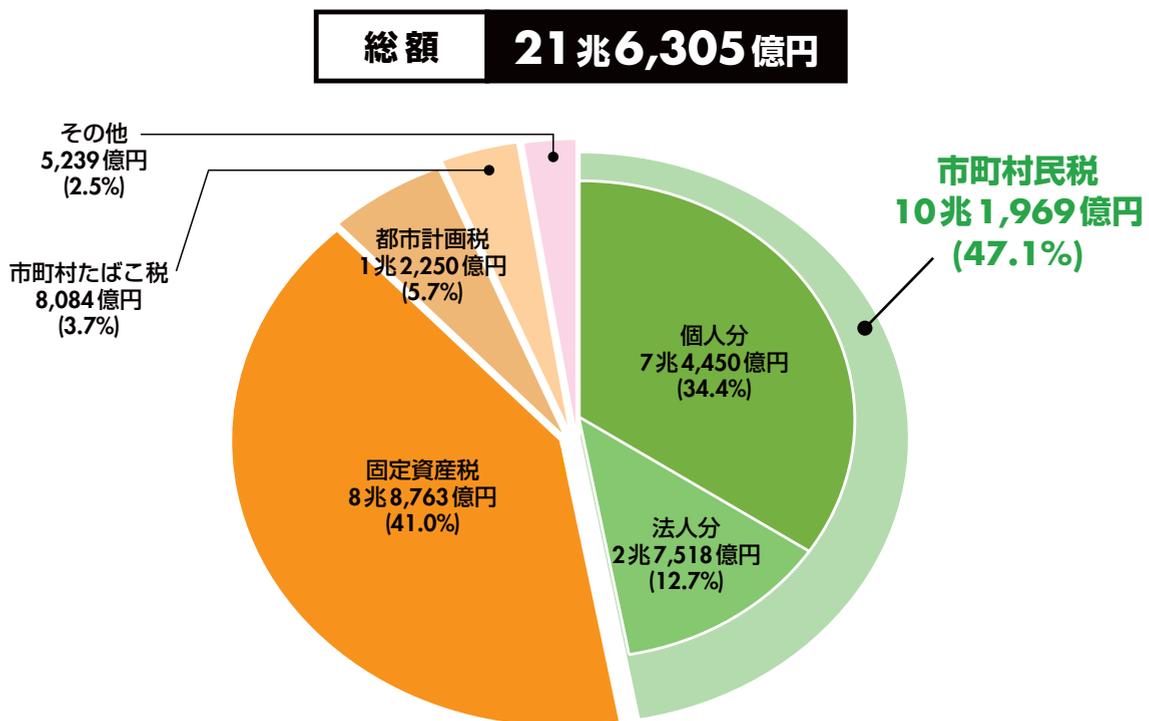
3 地方税

地方税は、道府県税と市町村税とに分かれます（東京都の特別区については、都が市町村税の一部を課税しています）。

●道府県税の税収の構成（平成20年度決算）



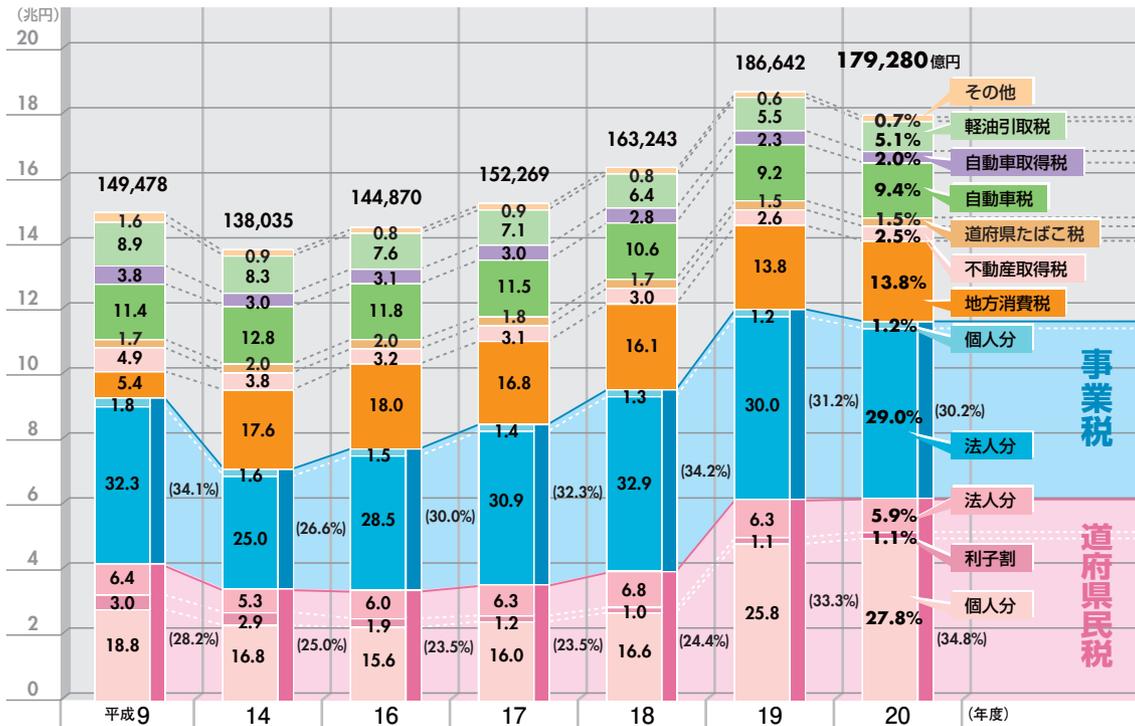
●市町村税の税収の構成（平成20年度決算）



*市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含む。

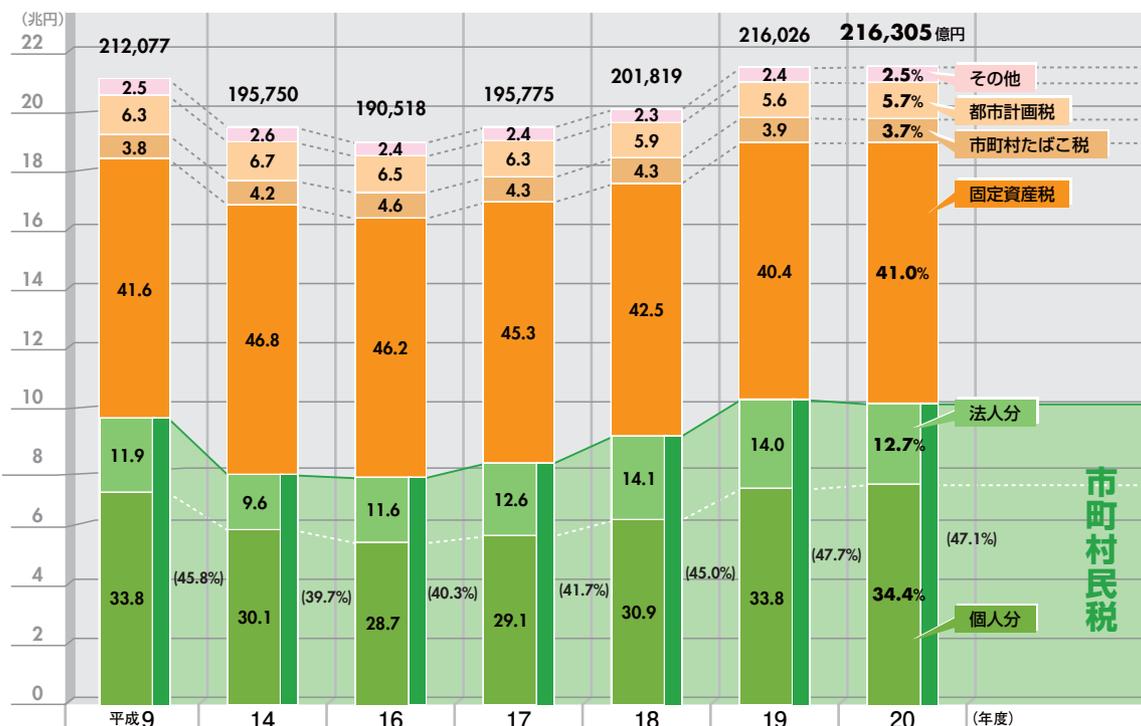
景気の悪化に伴う法人関係二税（法人住民税、法人事業税）の減少により道府県税は前年度と比べ減収となっています。また、市町村税は、法人市町村民税は減少したものの、個人市町村民税及び固定資産税の増加により前年度に比べて増収となっています。

●道府県税収入額の推移



* () 内の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

●市町村税収入額の推移

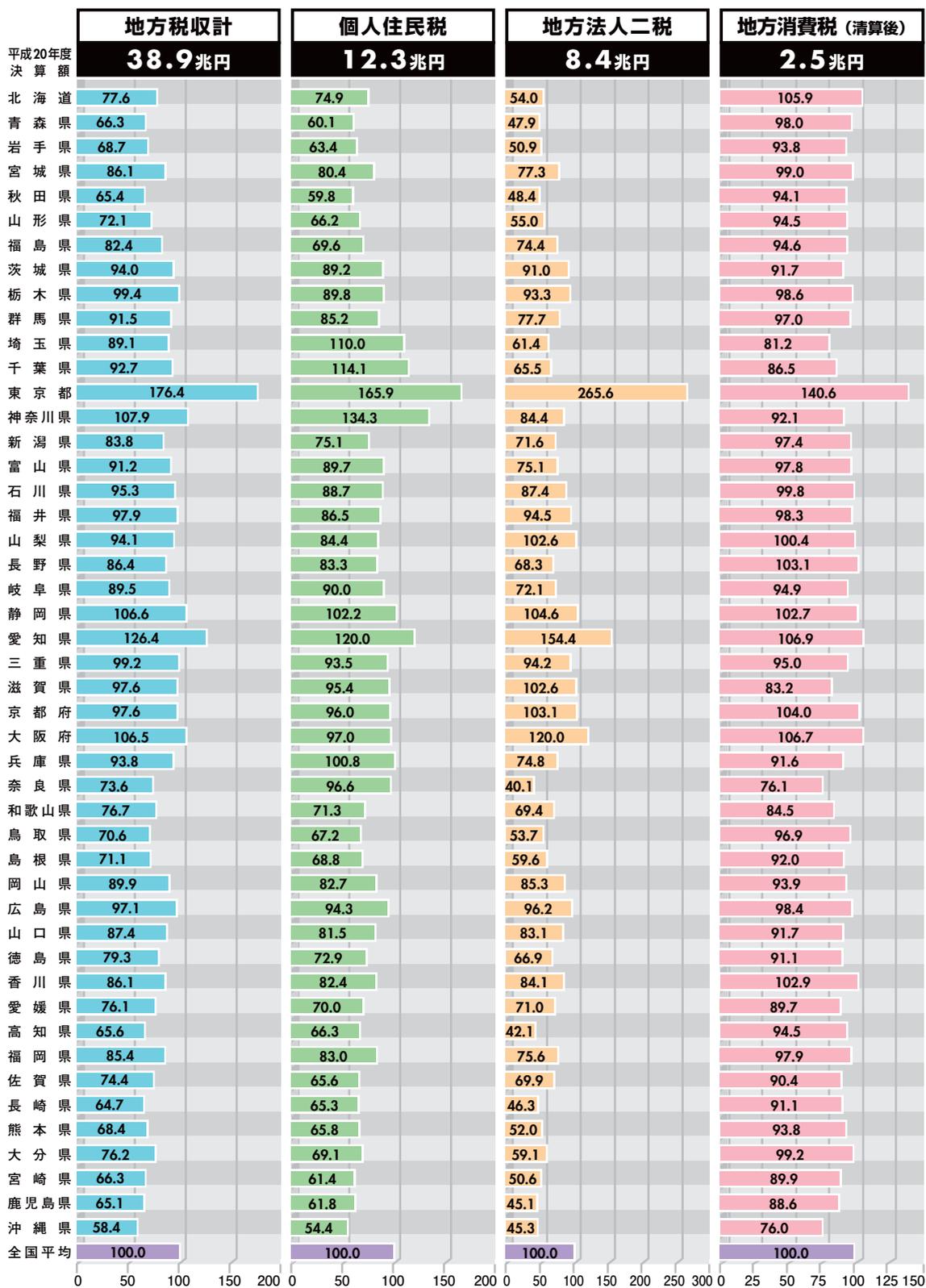


* () 内の数値は、市町村民税の構成比である。

*市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含む。

地域のニーズに応じた行政サービスを自らの責任と判断で実施できるよう、税源の偏在度が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すべく、地方税の充実確保を図ることが必要です。

●地方税収の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)



(注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

4 地方交付税

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。

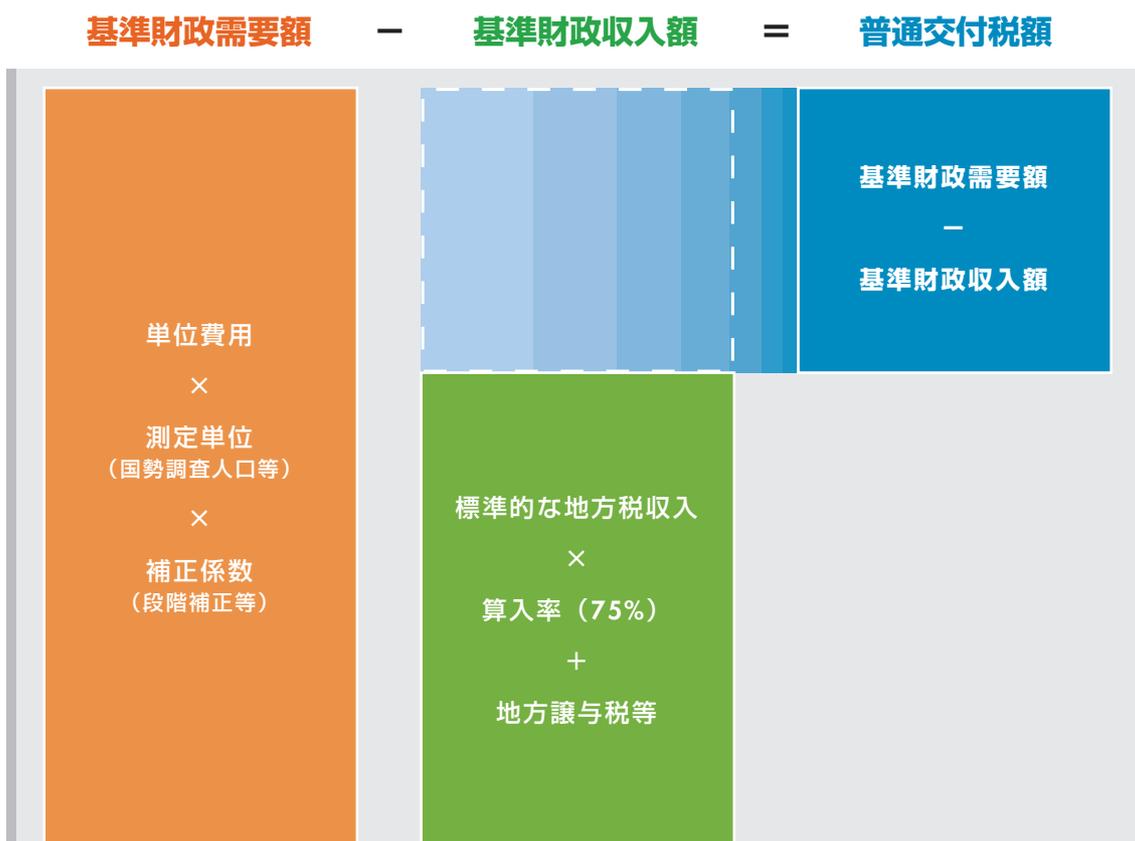
1 地方交付税総額の決定

地方交付税の総額は、国税の一定割合（所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%）を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき総額が決定されます。

平成20年度における地方交付税総額は15兆4,061億円、対前年度比1.3%増となっています。

2 各地方公共団体の普通交付税の算定方式

次のような仕組みで各地方公共団体の普通交付税の額が算定されています。



(注1) 基準財政需要額は、各地方公共団体の合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものであり、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金事業の地方負担を算入することが義務づけられています。なお、平成13年度から平成22年度の間においては、基準財政需要額の一部を地方財政法第5条の特例地方債（臨時財政対策債）に振り替えることとしています。

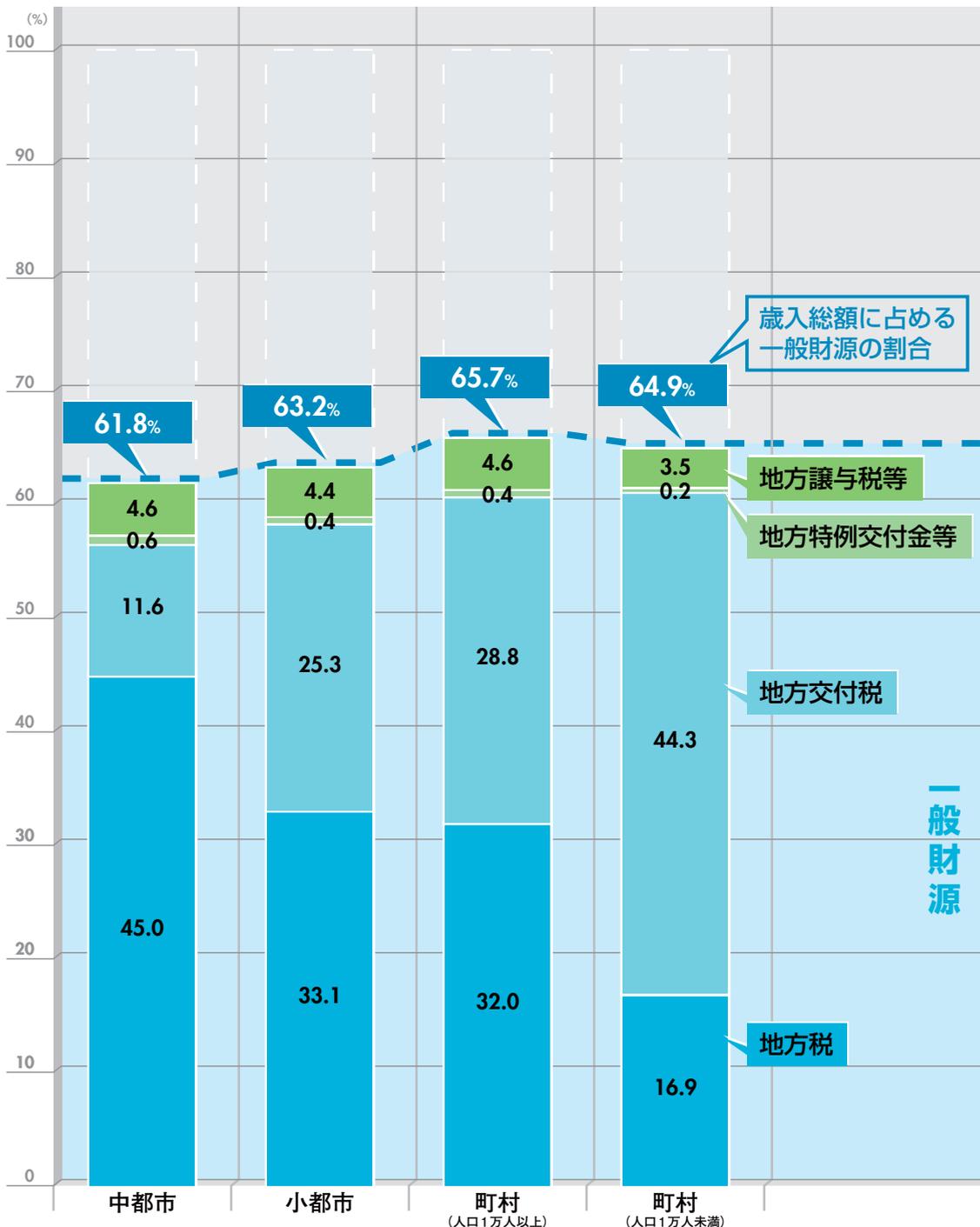
(注2) 標準的な地方税収入には、当該団体が独自に課税する「法定外普通税・法定外目的税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」の額は算入されません。

③ 地方交付税の機能

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのものです。

したがって、地方交付税による財源調整が働いている結果、歳入総額に占める一般財源の割合は、人口規模等による大きな違いは生じていません。

●市町村の歳入総額に占める一般財源の割合の分布状況



(注) 「中都市」とは、政令指定都市、中核市及び特別市以外の市のうち人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは同じく人口10万人未満の市をいいます。

歳出

何に使われているのでしょうか？

目的別分類

使われた費用を目的別に分類すると、民生費、教育費、土木費などに多くの財源が使われています。都道府県では、教育費、公債費、土木費の順、市町村では、民生費、土木費、公債費の順となっています。

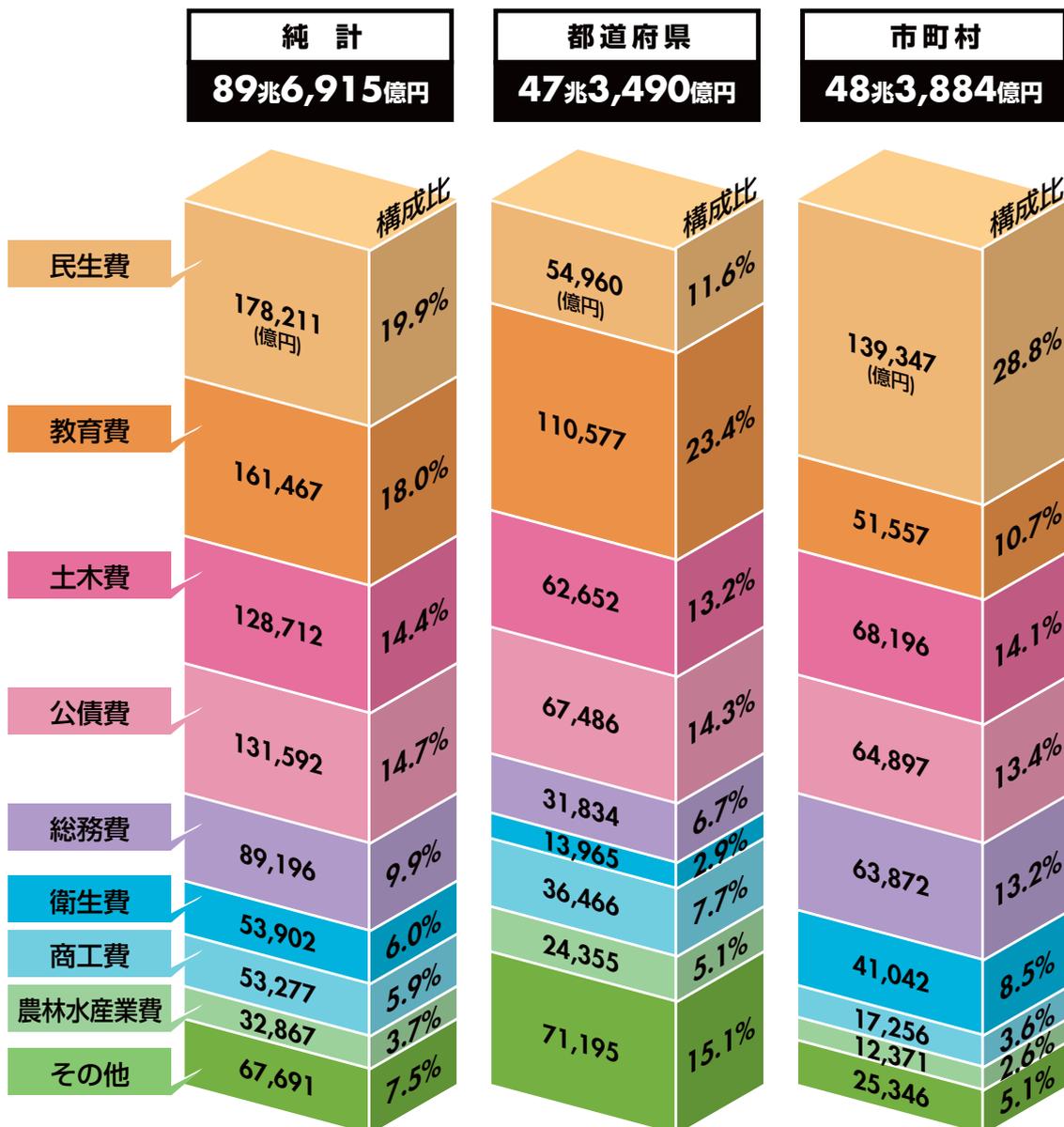
民生費： 児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備・運営・生活保護の実施等の費用

教育費： 学校教育、社会教育などに使われる費用

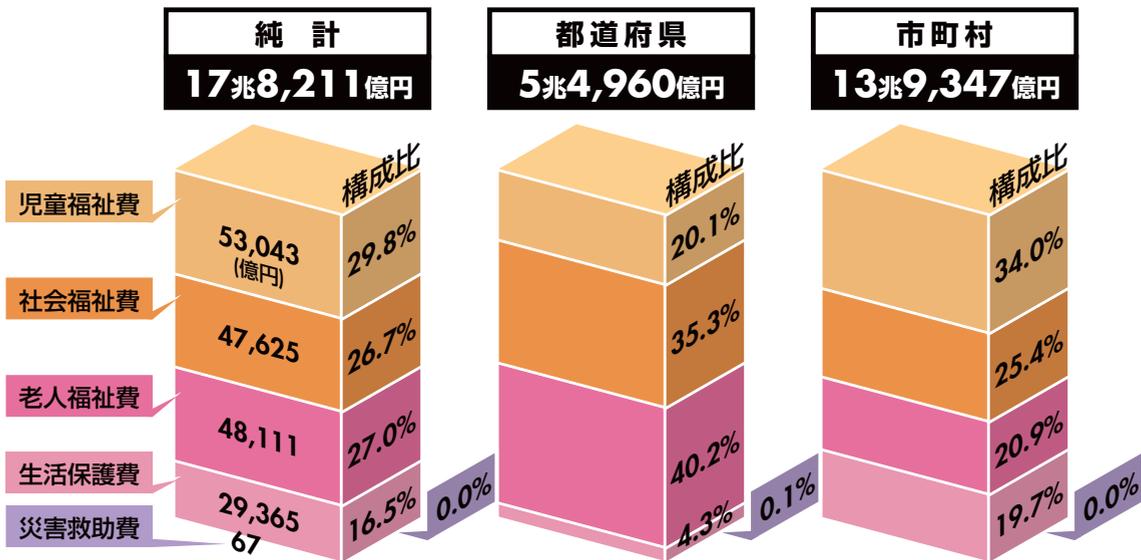
土木費： 道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

公債費： 借入金の元金・利子などの支払いの費用

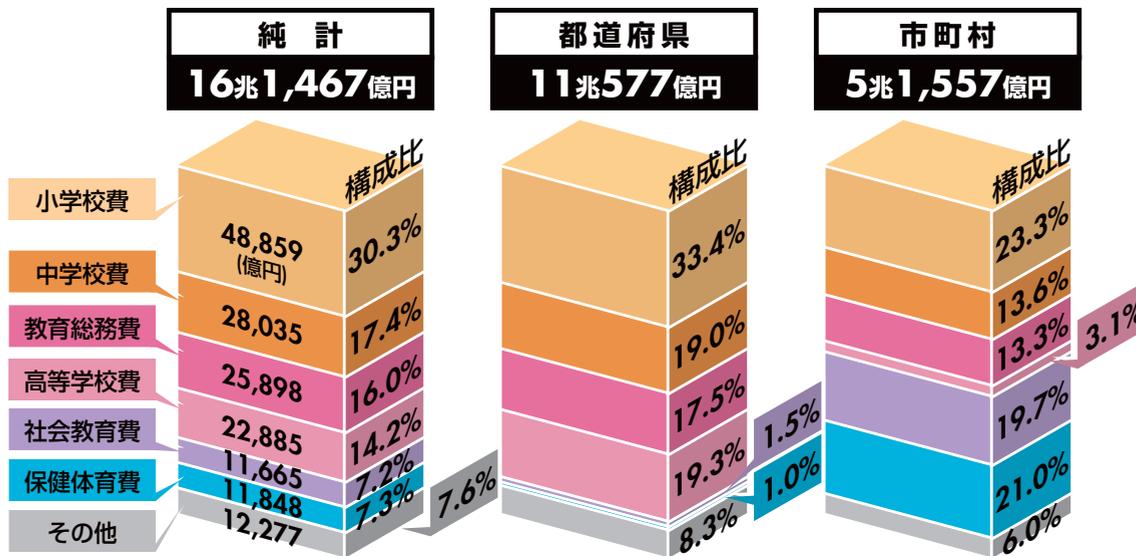
目的別歳出決算額の構成 (平成20年度)



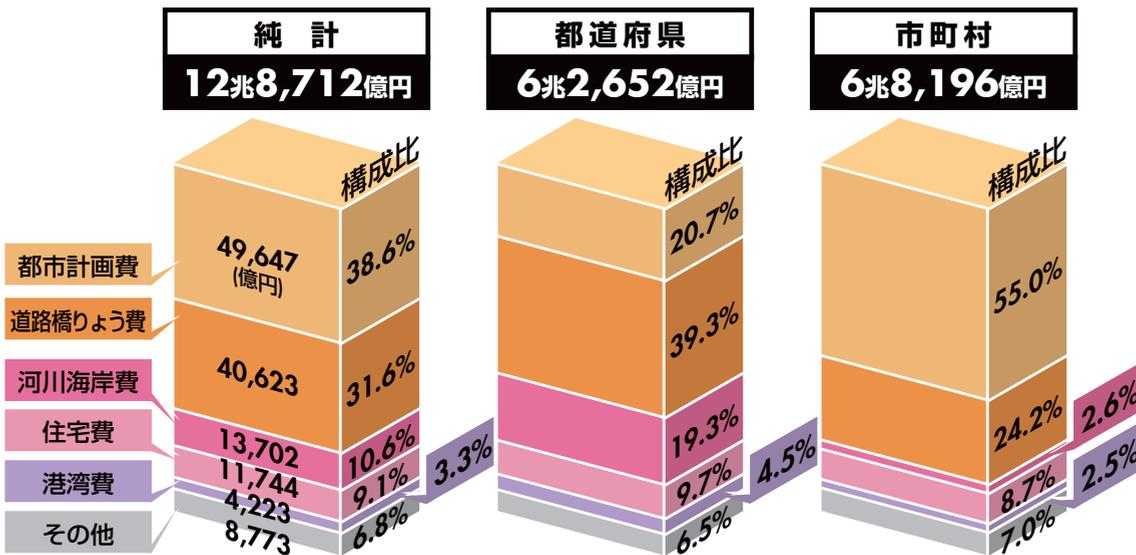
●民生費の目的別内訳



●教育費の目的別内訳



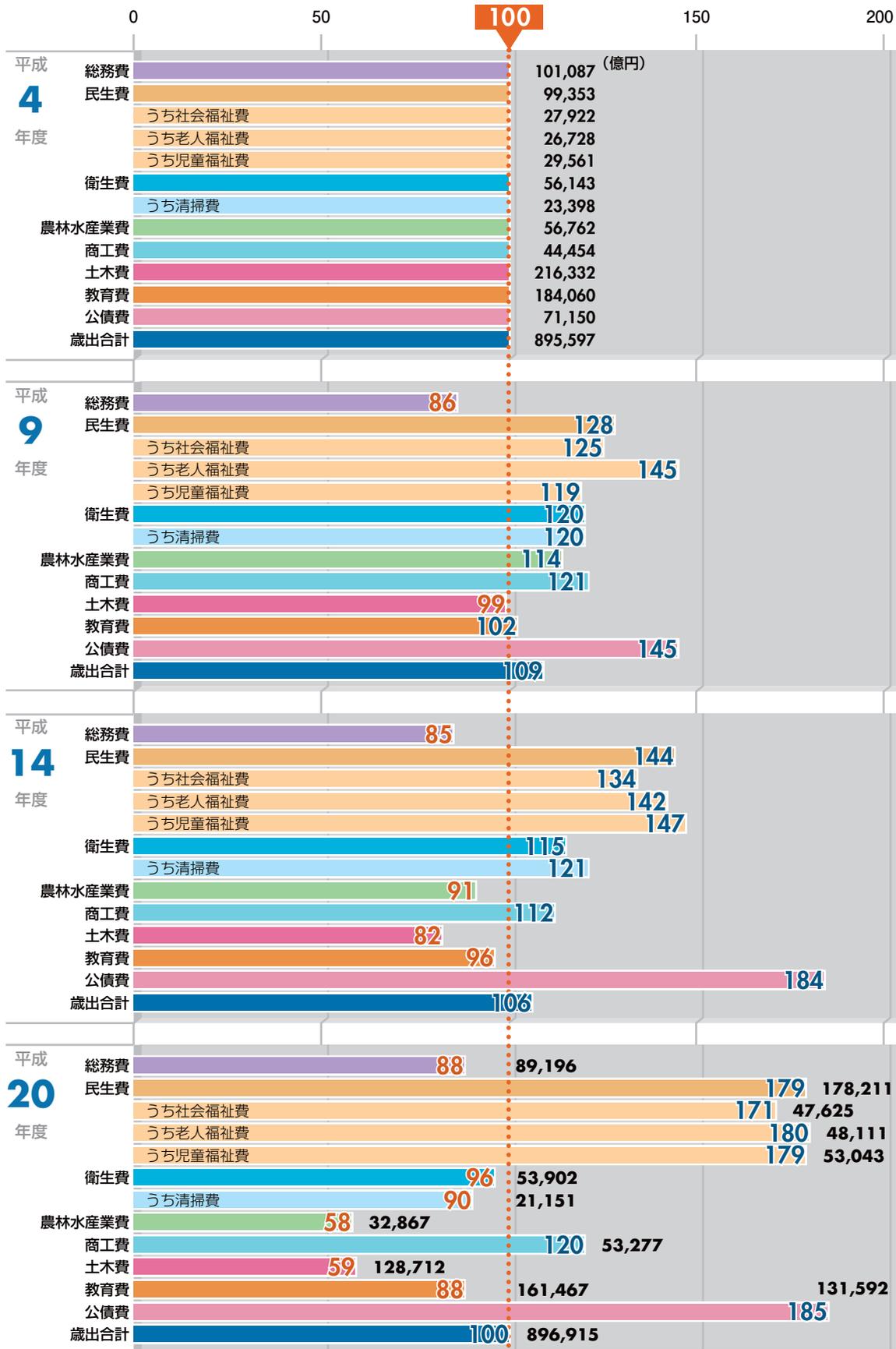
●土木費の目的別内訳



●目的別歳出構成の推移 (普通会計純計)

単位：平成4年度を100としたときの比率

近年、農林水産業費、土木費などが減少する一方、民生費、公債費などが増加しています。



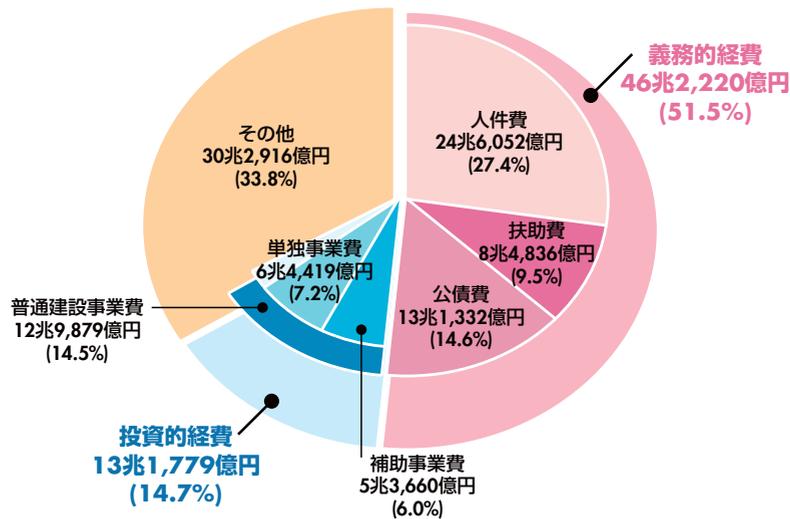
使われた費用はどのような性質のものでしょうか？

2 性質別分類

使われた費用を性質別に分類すると、支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な「義務的経費」（人件費、扶助費及び公債費）、普通建設事業費などに充てられる「投資的経費」、「その他の経費」に分けることができます。

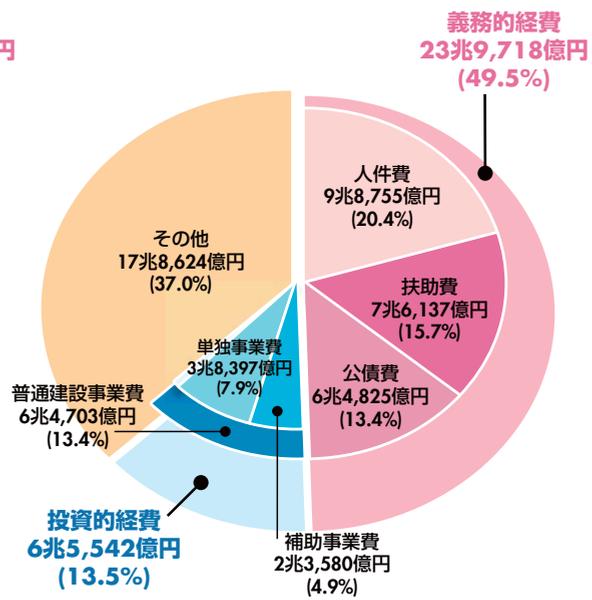
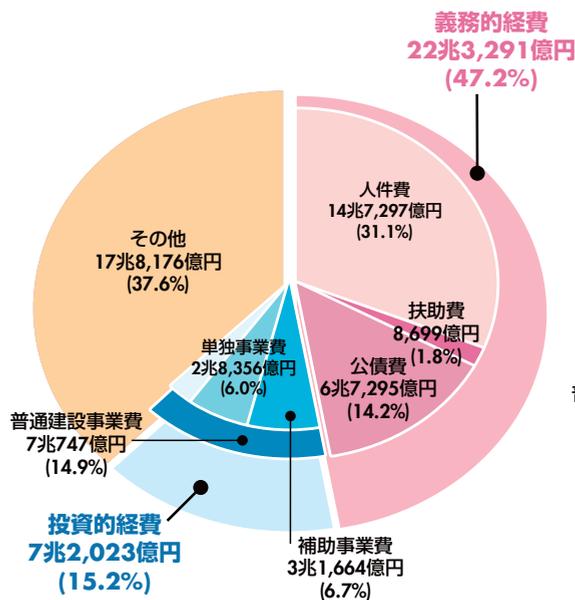
● 性質別歳出決算額の構成（平成20年度決算）

純計 89兆6,915億円

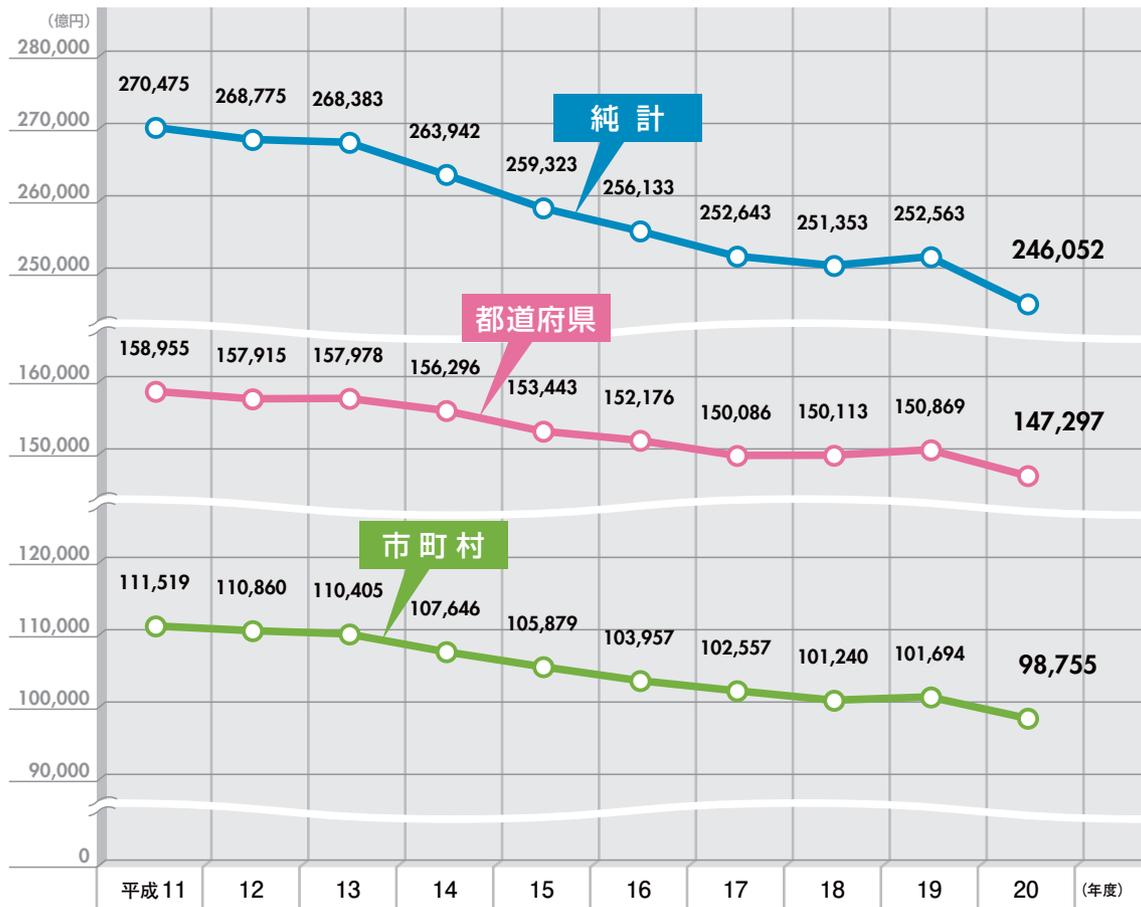


都道府県 47兆3,490億円

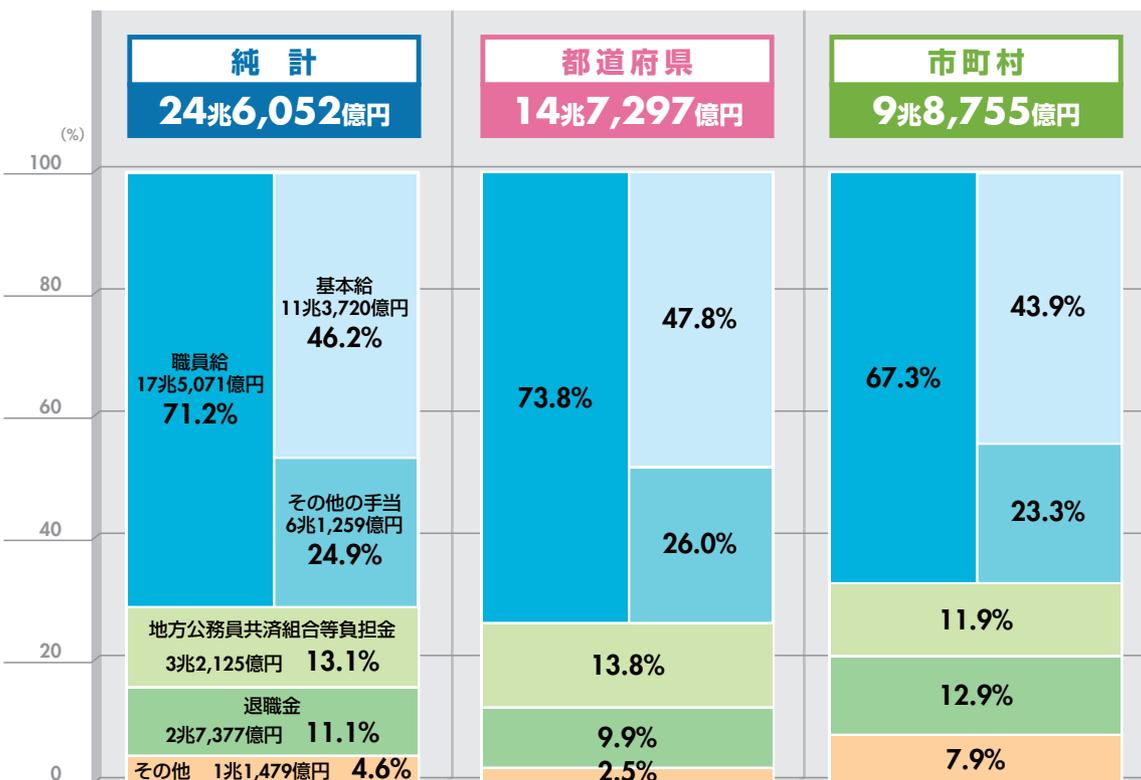
市町村 48兆3,884億円



●人件費の推移



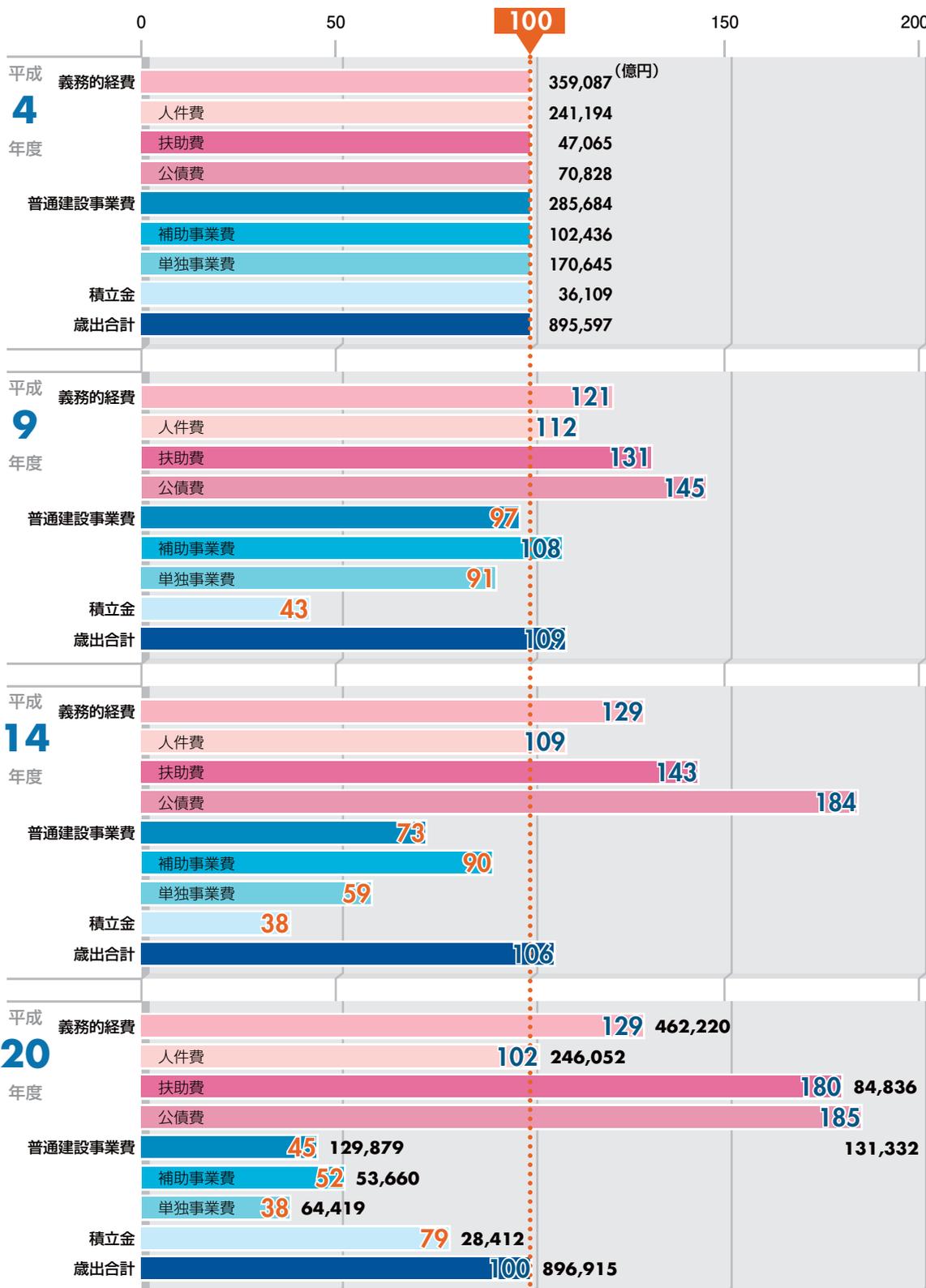
●人件費の項目別内訳



● 性質別歳出構成の推移 (普通会計純計)

単位：平成4年度を100としたときの比率

近年、普通建設事業費などが減少する一方、義務的経費のうち扶助費、公債費などが増加しています。



*扶助費 児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために支出される経費をいいます。

*普通建設事業費 道路、橋りょう、公園、学校等の社会資本の整備に要する費用をいいます。

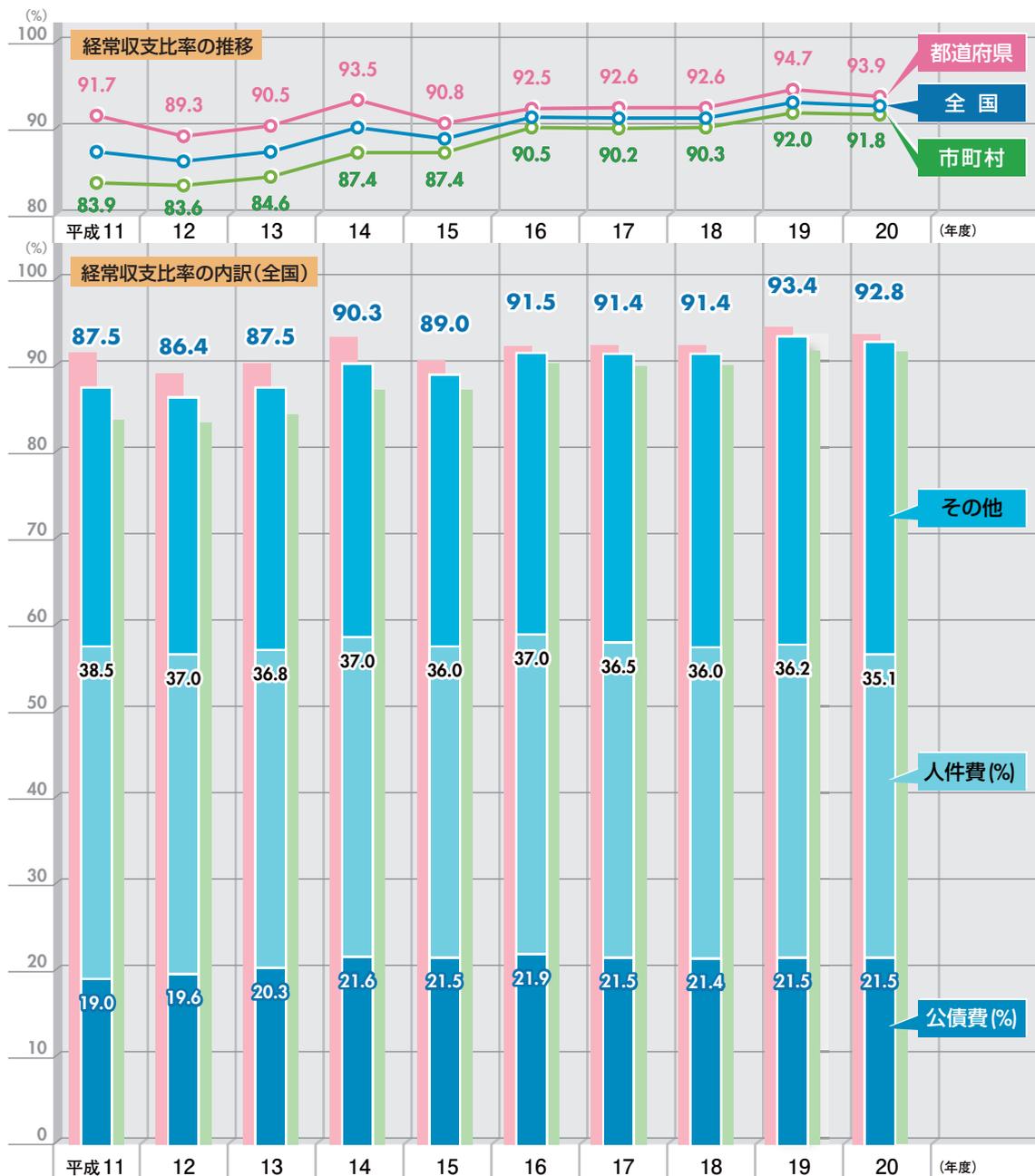
財政構造の弾力性

財政の行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか？

地方公共団体が、住民からのニーズに的確に応えていくには、毎年、支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といっています。

経常収支比率

経常収支比率（毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合）は、全国平均が前年度から0.6ポイント低下の92.8%となっており、前年度をやや下回ったものの、依然として高い水準となっています。



(注) 減収補てん債特例分及び臨時財政対策債は平成13年度から追加。

2 実質公債費比率及び公債費負担比率

地方公共団体の借入金、利子の支払いである公債費は、特に弾力性に乏しい経費であることから、その動向に常に注意する必要があります。

公債費による負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率及び公債費負担比率が用いられています。

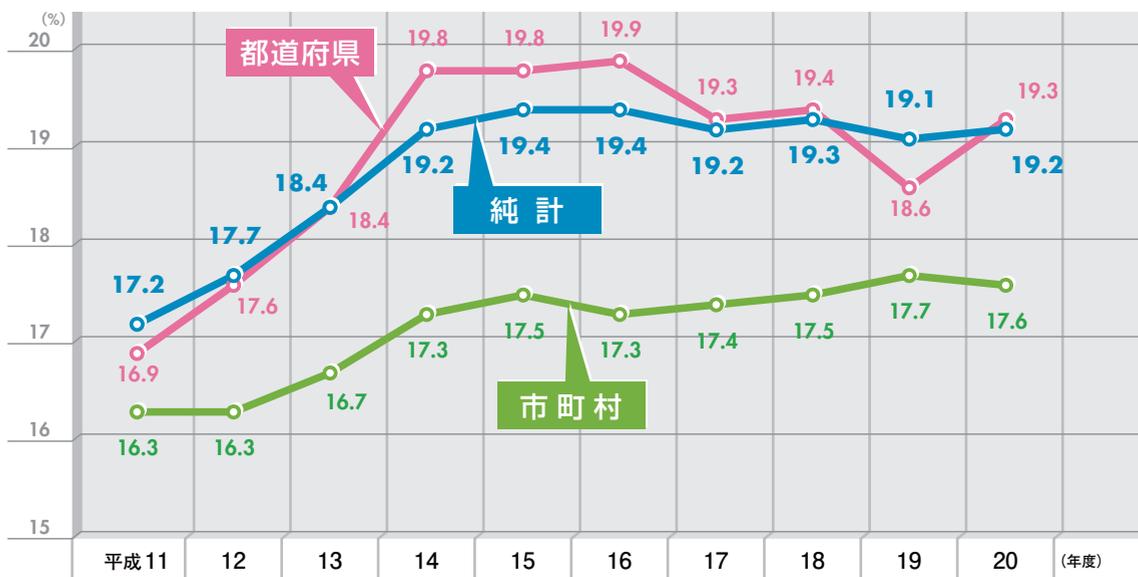
●実質公債費比率の状況

実質公債費比率の状況については、「健全化判断比率・資金不足比率の状況」（29ページ）をご覧ください。

***実質公債費比率：** 実質公債費比率は、地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）に対し、どの程度の割合となっているかをみるものです。起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものであり、この比率が18%以上の団体は起債に当たり許可が必要になり、25%以上の団体については、一定の地方債の起債が制限され、35%以上の団体については、さらにその度合いが高まります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、健全化判断比率の一つとして位置付けられており、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされています。

●公債費負担比率の推移



***公債費負担比率：** 公債費負担比率は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。

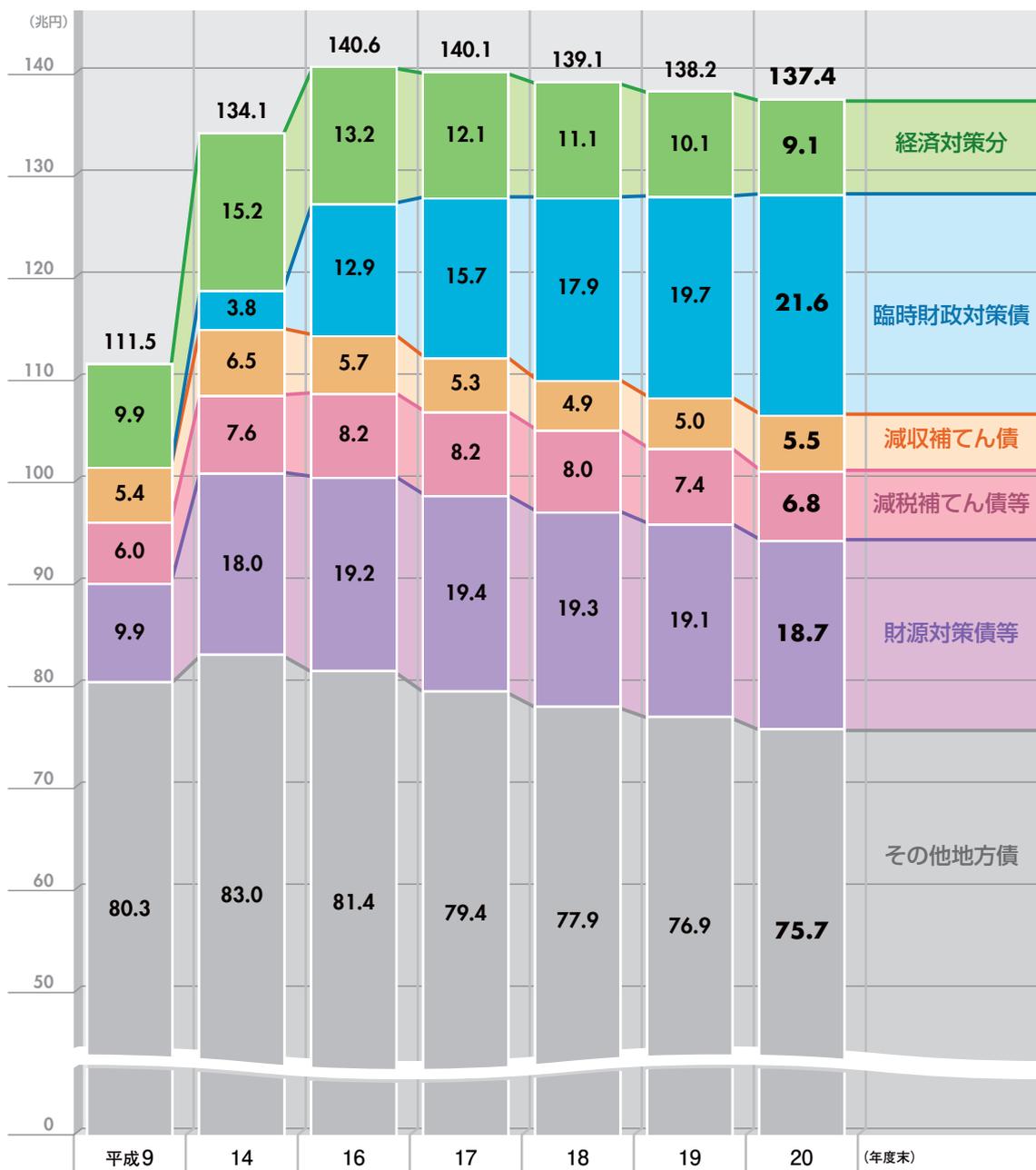
地方財政の借入金残高

地方財政の借入金はどうなっているのでしょうか？

地方債現在高の推移

地方公共団体の借入である地方債現在高は、平成20年度末で約137兆円です。

近年、減税に伴う税収の補てん、臨時財政対策債の発行等により増加しており、歳入総額の約1.49倍、地方税、地方交付税などの一般財源総額の約2.44倍に達しています。

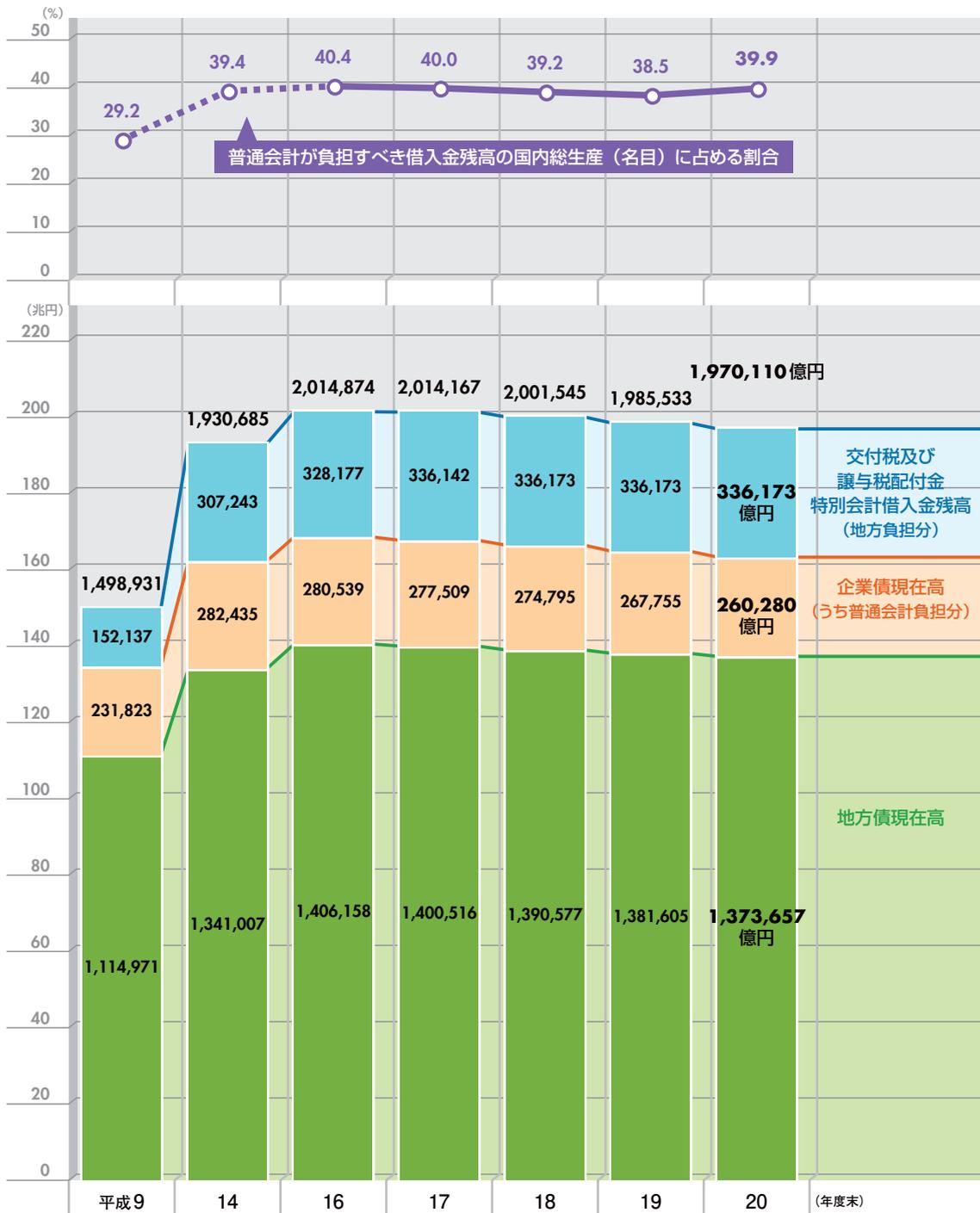


(注1) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額です。
 (注2) 経済対策分は推計値です。

2 地方財政の借入金残高

また、地方債現在高のほか、地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち地方負担分、公営企業において償還する企業債のうち普通会計がその償還を負担するものを含めた借入金残高は、平成20年度末で約197兆円となっており、依然として高い水準にあります。

●普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移



(注1) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額です。

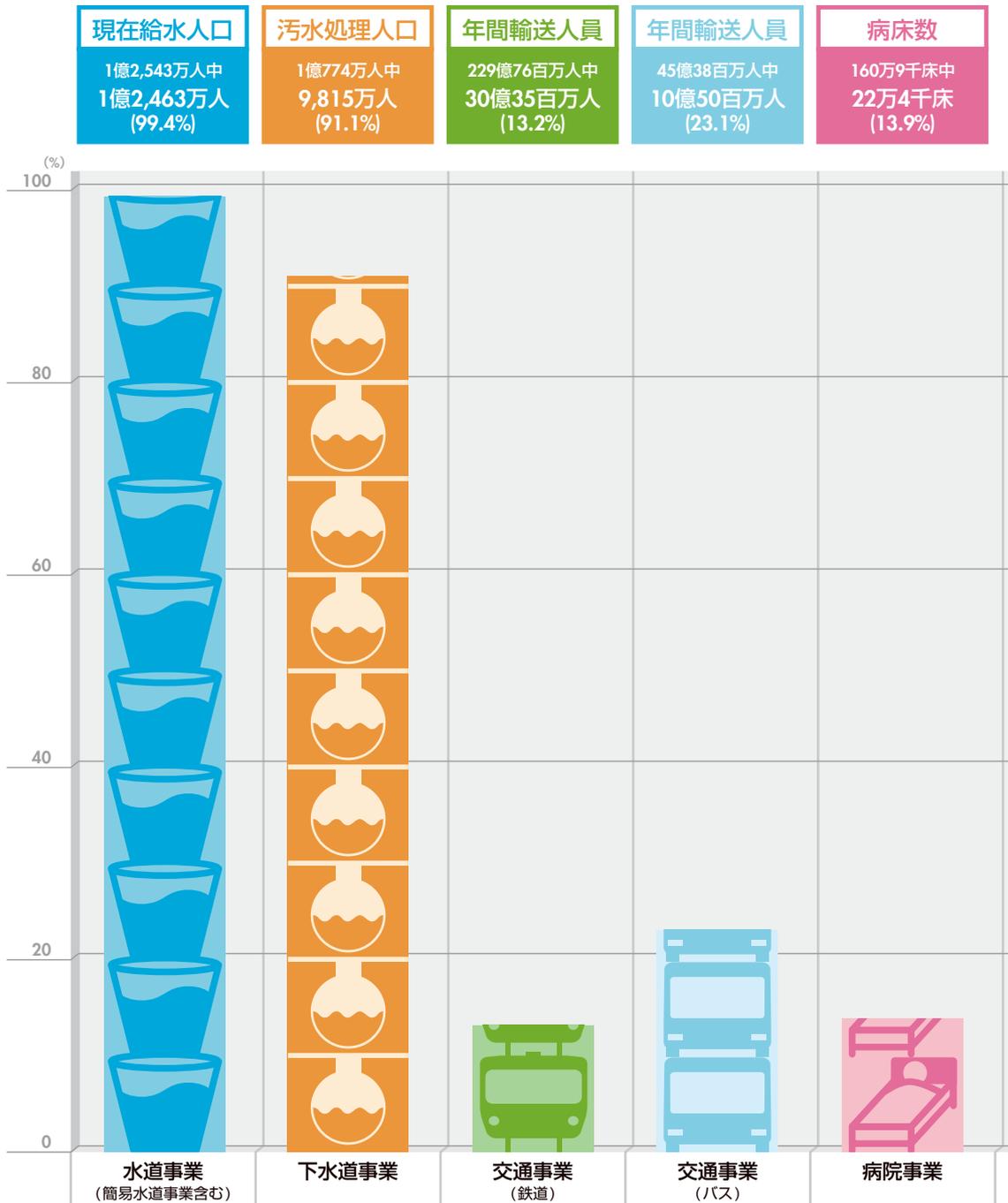
(注2) 企業債現在高（うち普通会計負担分）は、決算統計をベースとした推計値です。

地方公営企業

地方公営企業の状況はどのようになっているのでしょうか？

地方公営企業が占める割合

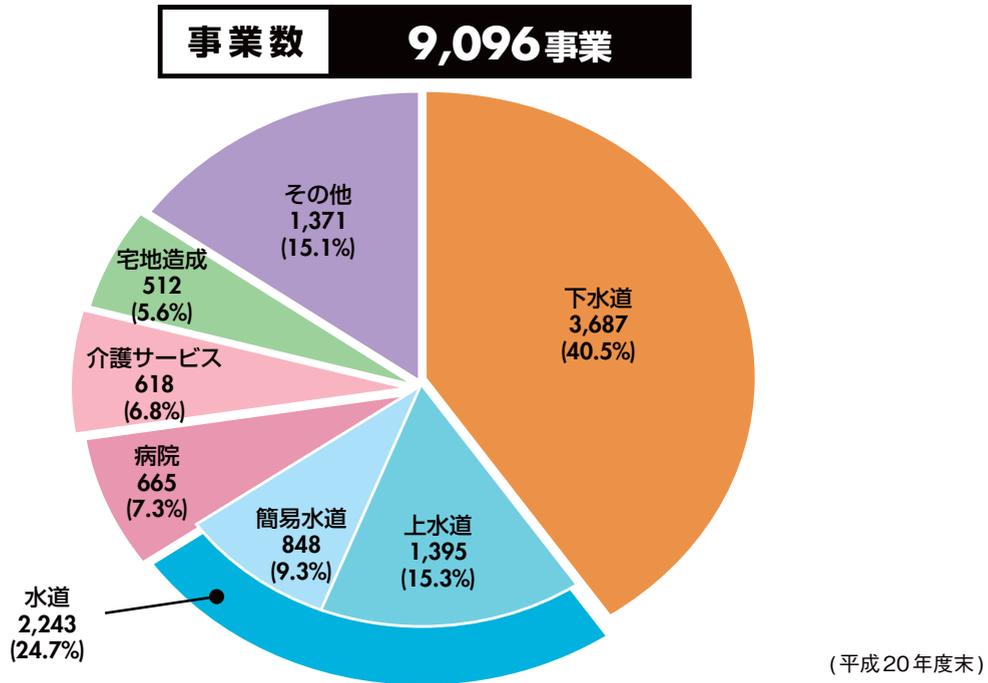
地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしています。



(注1) グラフは、実施されている全国の全事業全体を100とした場合の地方公営企業が占める割合を表しています。
(注2) 全国の全事業全体の数値は、各関係機関の統計資料により作成し、地方公営企業の数値は全事業全体と同年度の決算数値によります。

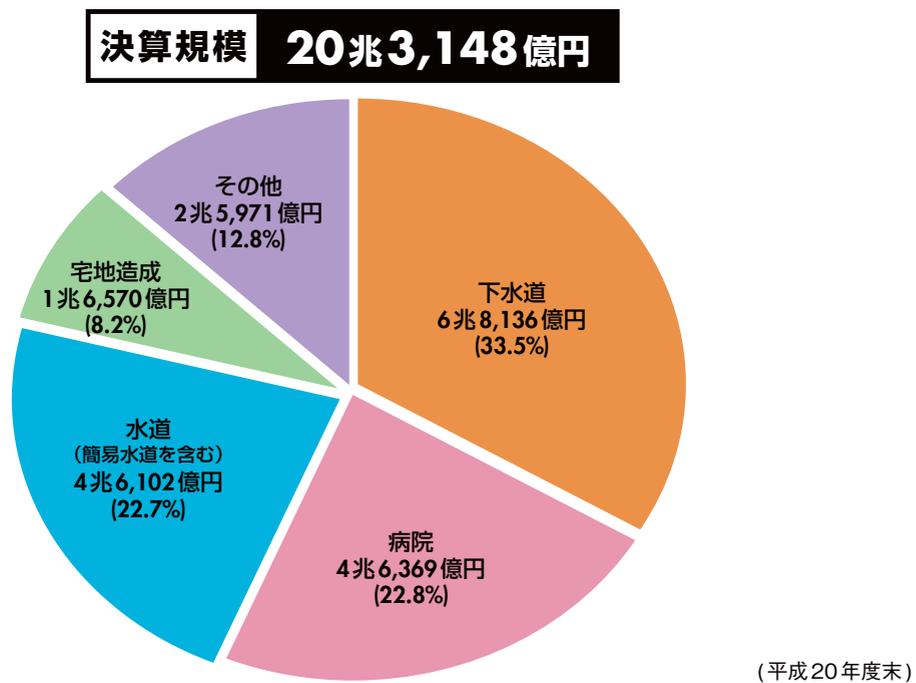
2 地方公営企業の事業数

事業数は、9,096事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、介護サービス事業、宅地造成事業の順になっています。



3 決算規模

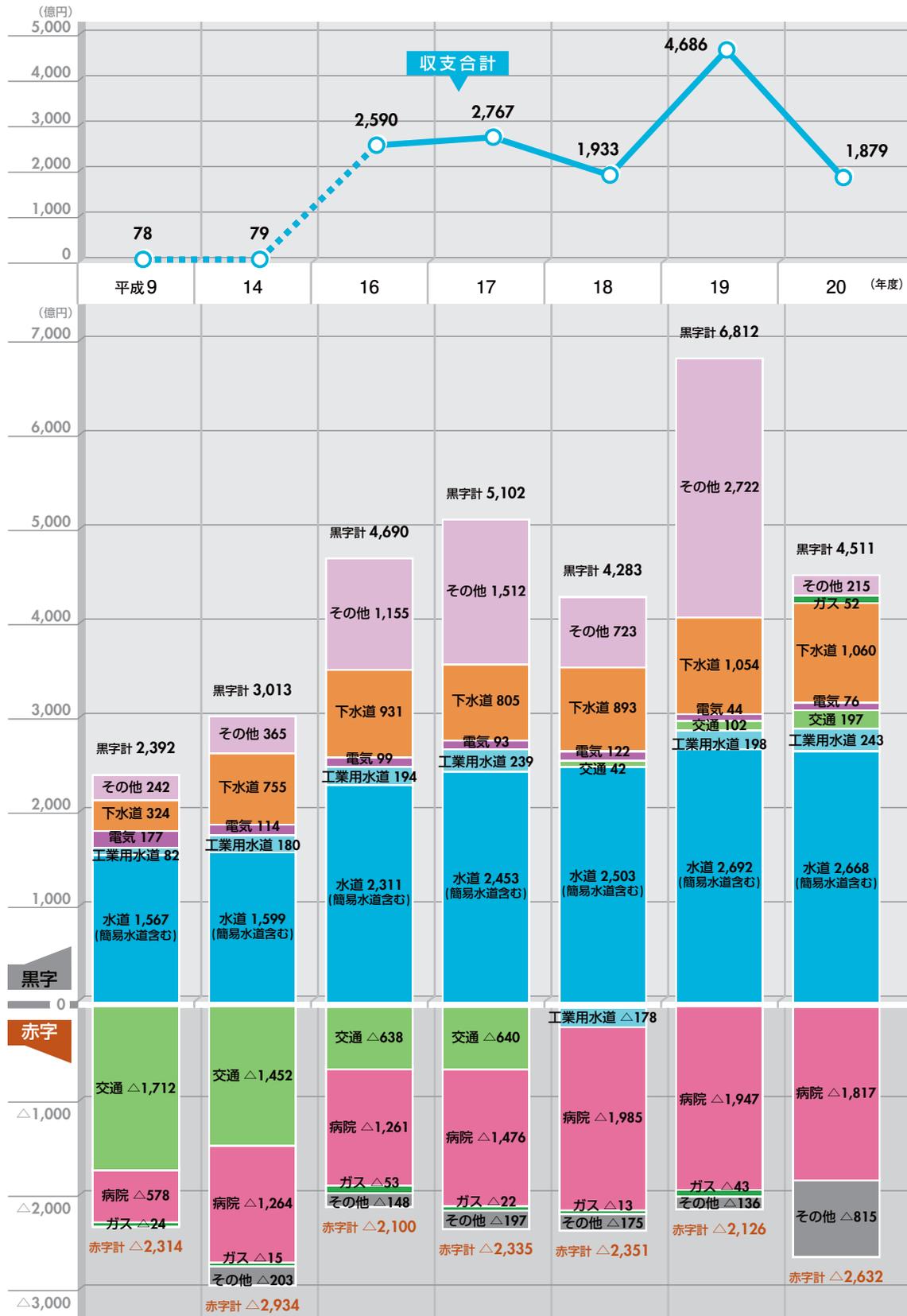
決算規模は、20兆3,148億円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、宅地造成事業の順になっています。



4 経営状況

経営状況は、1,879億円の黒字となっており、事業別にみると、水道事業、電気事業及び下水道事業は黒字で推移している一方で、病院事業は赤字が続いている状況です。

● 地方公営企業の経営状況の推移



地方財政健全化の推進

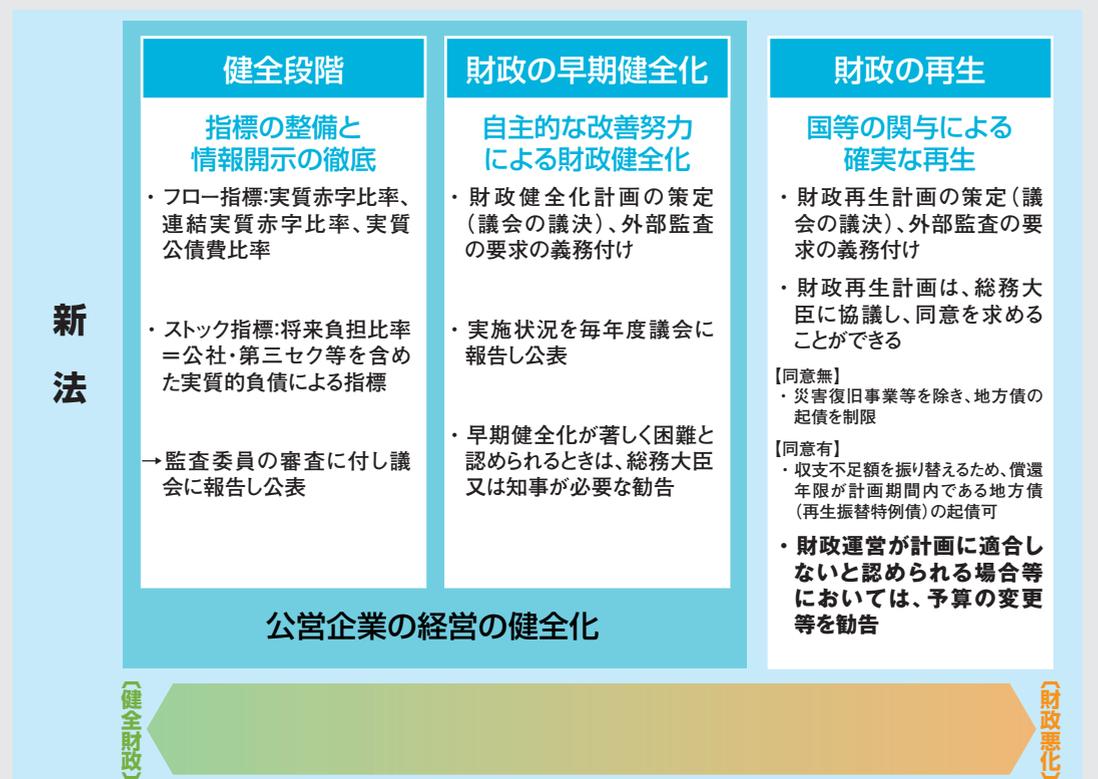
地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

地方債の償還や高齢化の進展等により、厳しい財政状況にある中で、各地方公共団体は、住民ニーズを踏まえた自律した財政運営を行うことが求められています。また、今後、地域主権を進めていくためにも、地方公共団体の財政規律を確立することは極めて重要です。

旧来の地方公共団体の財政再建制度は、一般会計等の実質赤字というフローの指標のみを用いており、申出により再建を行う仕組みである等の課題が指摘されていました。

そこで、地方公共団体の財政再建制度を約50年ぶりに抜本的に見直し、財政指標の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が成立しました。財政指標の公表については平成20年4月から、財政健全化計画の策定の義務付け等の規定については平成21年4月から施行されています。

新法と旧再建法との比較



<旧再建法の課題>

旧再建法

- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準しがなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心とした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

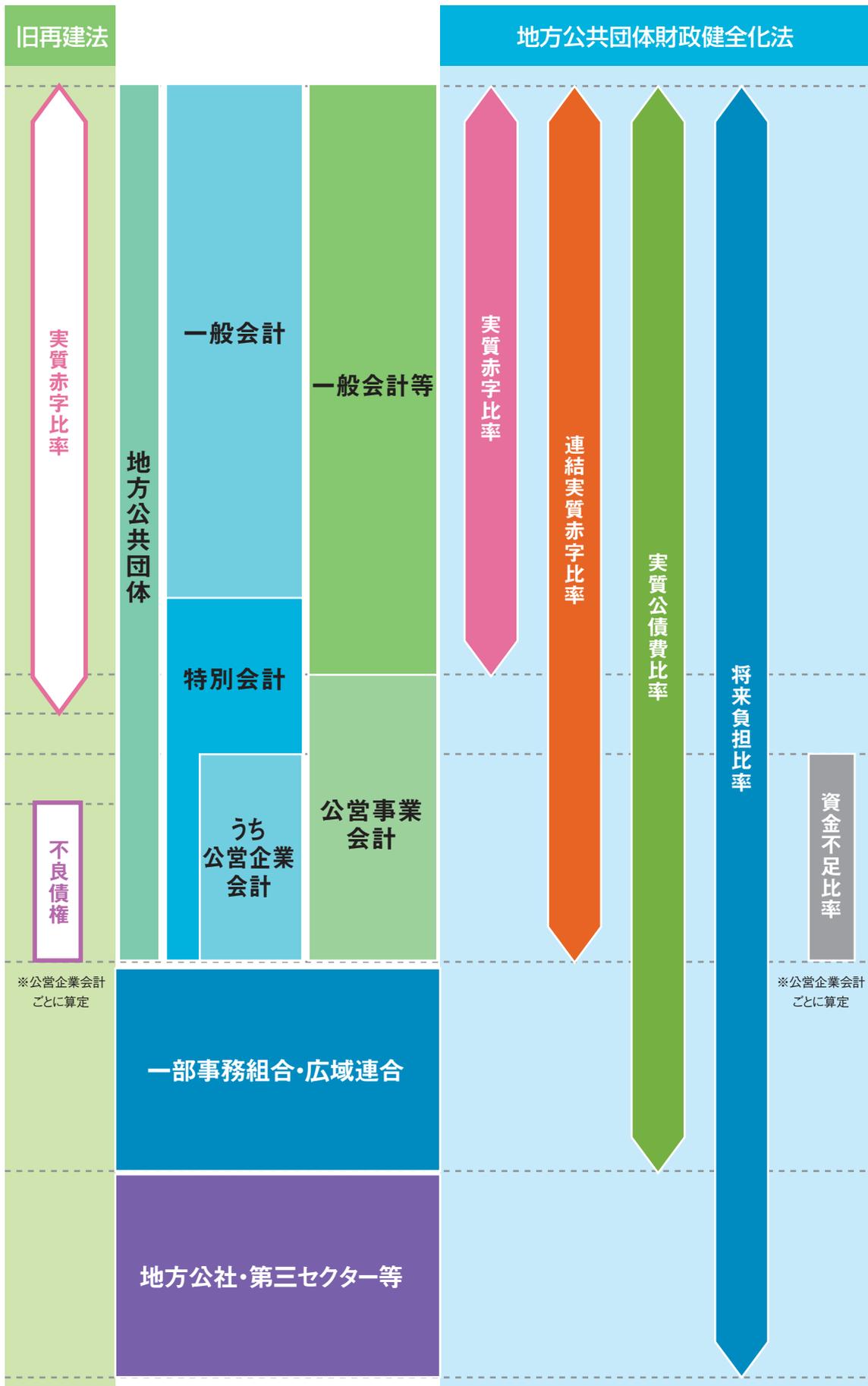
地方財政再建促進特別措置法(旧再建法)

赤字団体が申出により、**財政再建計画を策定**
(総務大臣の同意が必要)

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

公営企業もこれに準じた再建制度(地方公営企業法)

●健全化判断比率等の対象について



地方財政の役割

地方財政の現状

地方財政の動向と課題

●健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額: 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額=繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額: イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金: イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年あたりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

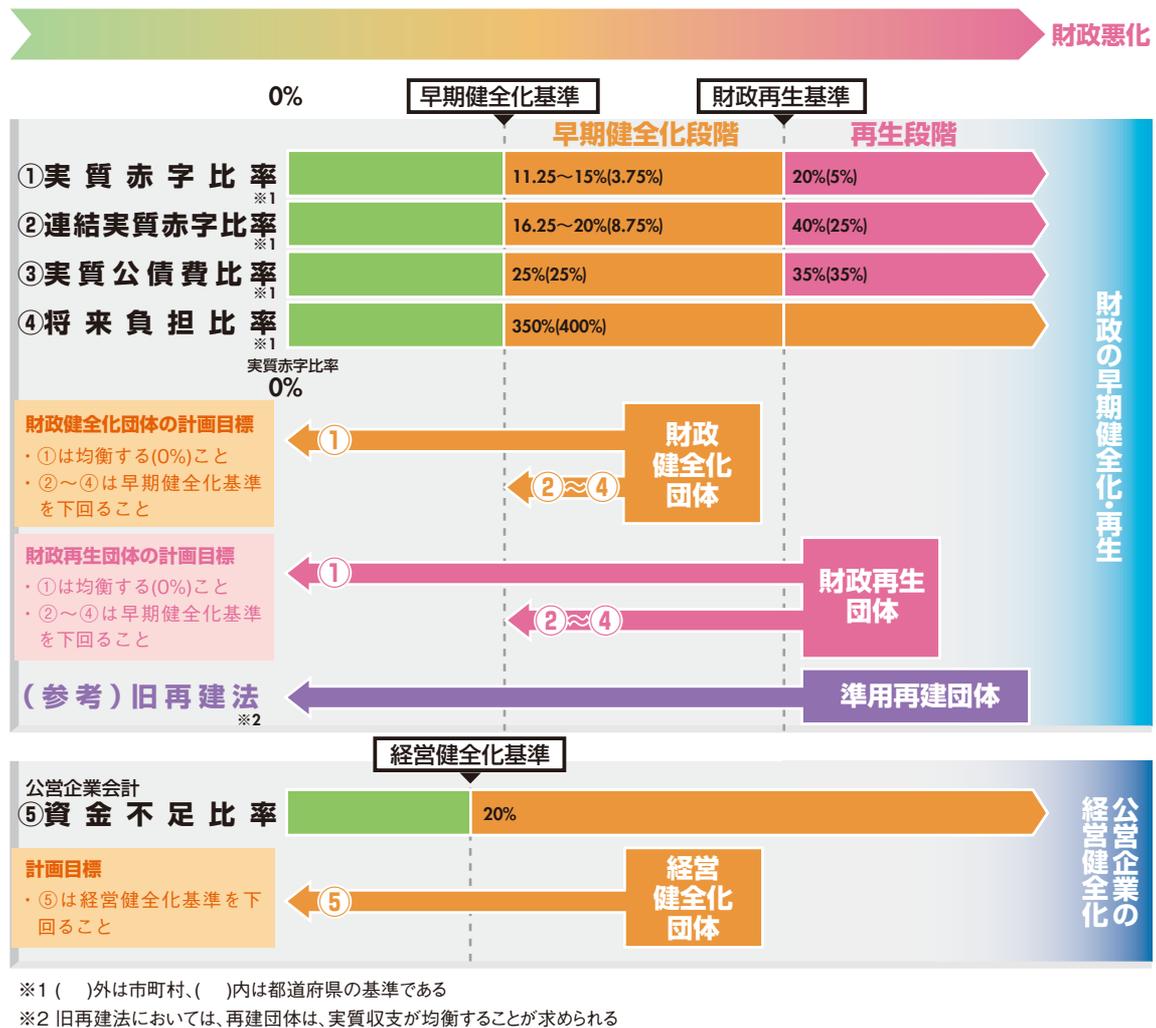
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額: イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額: イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額:
 - 資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額
 - 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)-解消可能資金不足額
 - ※解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- 事業の規模: 事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額-受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額
 - ※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※宅地造成事業を行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

● 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

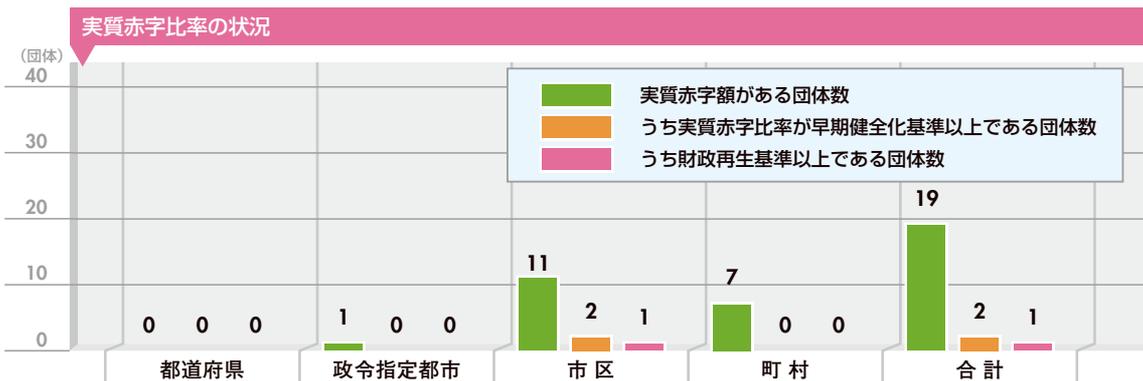


2 健全化判断比率・資金不足比率の状況

1 実質赤字比率

平成20年度決算に基づく実質赤字比率の状況は、下図のとおりです。

実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体数は、19団体となっています。このうち実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体数は2団体であり、そのうち財政再生基準以上である団体数は1団体となっています。

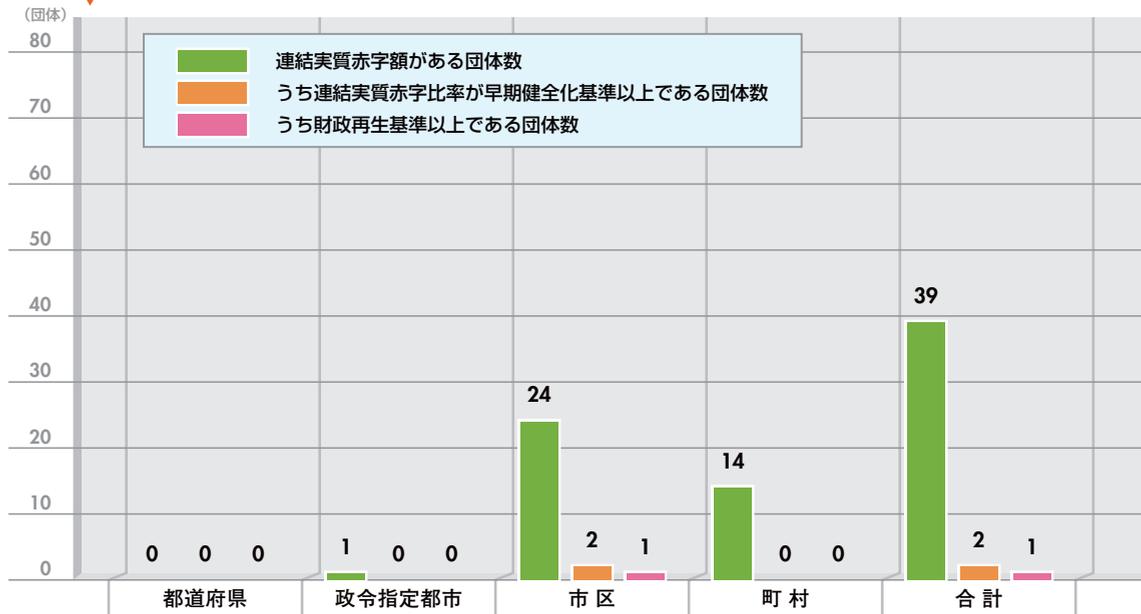


2 連結実質赤字比率

平成20年度決算に基づく連結実質赤字比率は、下図のとおりです。

連結実質赤字比率がある（連結実質赤字比率が0%超である）団体数は、39団体となっています。このうち連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体数は2団体であり、そのうち財政再生基準以上である団体数は1団体となっています。

連結実質赤字比率の状況

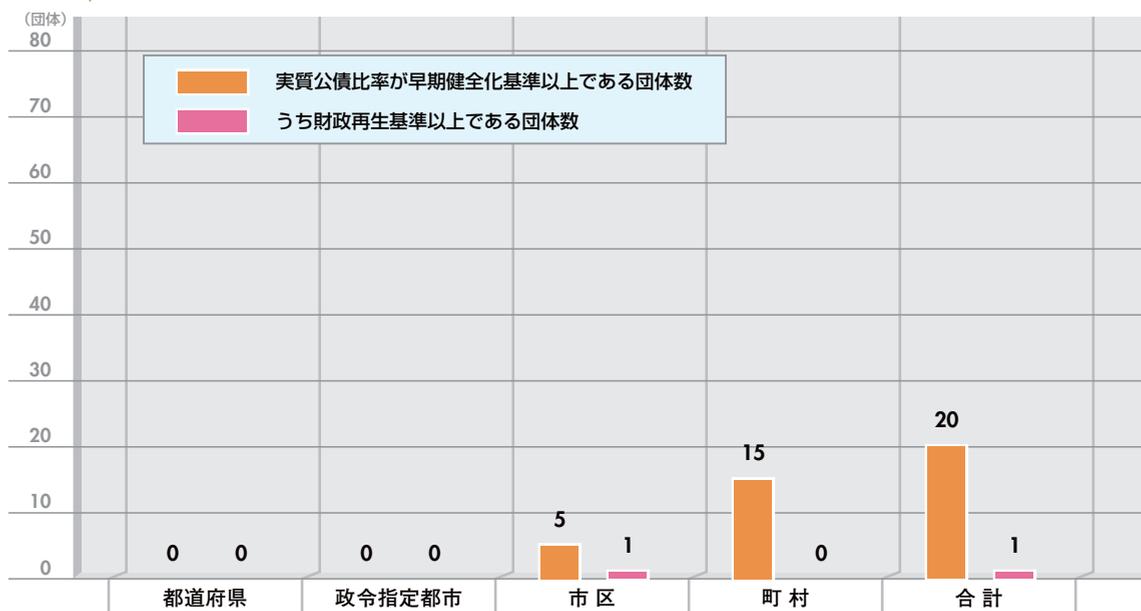


3 実質公債費比率

平成20年度決算に基づく実質公債費比率の状況は、下図のとおりです。

実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は20団体であり、そのうち財政再生基準以上である団体数は1団体となっています。

実質公債費比率の状況



4 将来負担比率

平成20年度決算に基づく将来負担比率の状況は、下図のとおりです。

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、3団体となっています。

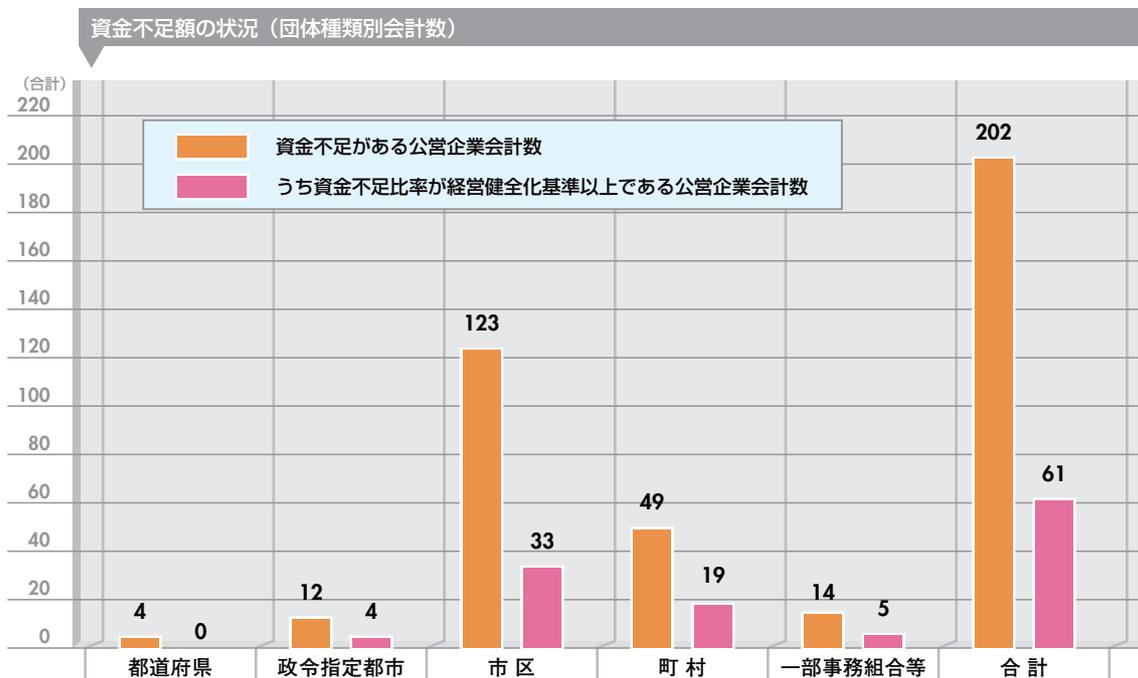


5 資金不足比率

平成20年度決算に基づく資金不足比率の状況は、下図のとおりです。

資金不足額がある（資金不足比率が0%超である）公営企業会計数は、202会計となっています。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、61会計となっています。



地方財政の動向と課題

政府は、住民による行政の実現、すなわち、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」の確立を目指して、国の権限や財源を精査し、地方公共団体への委譲を進めていくこととしていきます。

具体的には、住民に最も身近な基礎的自治体を重視した分権改革を推進し、基礎的自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、広域自治体が担えない事務事業を国が担うという「補完性の原則」に基づき、基礎的自治体の能力・規模に応じた権限と財源の委譲、国と地方の二重行政の解消等の実施により、地域主権を推進していきます。

1 地域主権の確立

1 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

(1) 地域主権戦略会議の設置（内閣府設置法の一部改正）

「地域主権改革」の定義…日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

① 所掌事務 改革の基本方針・重要事項の調査審議、重要事項の施策の実施を推進

② 会議の組織 内閣府の【重要政策会議】：15人以内
議長…内閣総理大臣
議員…内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣、内閣総理大臣が任命する有識者など

③ その他 ・政令で定める日（公布日から3か月以内）に施行
・改革を更に進める観点から、法施行後3年以内に見直し

(2) 義務付け・枠付けの見直し（関係法律の一部改正）

地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づき、関係する41法律を一括改正

2 国と地方の協議の場に関する法律案

① 構成・運営 ・議員…国：内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣（議長・議長代行を内閣総理大臣が指定）
地方：地方六団体代表（各1人）（副議長を互選）
・臨時の議員…議員でない国務大臣、地方公共団体の長、議会の議長
・内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象 次に掲げる事項のうち重要なもの
・国と地方公共団体との役割分担に関する事項
・地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
・経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等 ・内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）
・議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会 ・分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

⑤ 国会への報告 ・議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重 ・協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

●義務付け・枠付けの見直し

改正の対象となる事項

自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めないもので、次のような事項が対象となる

- ① 施設・公物設置管理の基準
- ② 協議、同意、許可・認可・承認
- ③ 計画等の策定及びその手続等

関係法律を一括改正

自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

改正後

例えば、

- ① 国が決めていた基準に代えて条例で基準を規定＝地方の独自性の発揮
- ② 国の関与を、廃止又は弱い形態の関与へ
- ③ 計画等の策定義務を廃止へ

〔改正の概要（例）〕

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉法）
- 公営住宅の整備基準及び収入基準（公営住宅法）
- 道路の構造の技術的基準（但し設計車両等の基準を除く）（道路法）
- 市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可は、届出とする（学校教育法）

を地方公共団体の条例に委任

〔 国の基準は基本的に「参酌すべき基準」化 〕

2 地域力の創造・地方の再生

総務省では、活力ある地域社会を形成し、地域主権を確立するため、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を最大限活用し、地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう支援しているところです。

1 「緑の分権改革」の推進

それぞれの地域資源（豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産、志のある資金）を最大限活用する仕組を地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げていくことにより、「地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造」を「**地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会**」へと転換

平成21年度
検討事業

- 都道府県・市町村における、再生可能なクリーンエネルギー資源の賦存量の調査及び先行実証調査

平成22年度
検討事業

- 改革を推進していくための制度的対応等についての研究
- 改革の趣旨に賛同し、総合的・複合的な取組を先行的に行う市町村における調査研究

[1] 緑の分権改革とは…

- 地域においては、少子高齢化・人口減少社会が到来する中であって、厳しい財政制約の下で、地域主権の確立、低炭素型社会への転換等の改革の推進が強く求められている。
- 緑の分権改革とは、それぞれの地域が、森・里・海とそれにはぐまれるきれいな水などの豊かな資源とそれにより生み出される食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みを創り上げていくことによって、地域の活性化、「絆」の再生を図り、「地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造」から、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとするもの。

[2] 地域主権改革と緑の分権改革

- 地域主権の確立のため、義務付け・枠付けの見直し、基礎的自治体への権限移譲、国直轄事業負担金の廃止、補助負担金の一括交付金化、出先機関の原則廃止、国と地方の協議の場の法制化等を目指す。これらにより、住民自治、地方公共団体の権限と責任は飛躍的に高まるもの。
- 緑の分権改革とは、このように行財政制度を地域主権型に改革していくことにあわせて、個々人の生活や地域の経済についても、「人材や食料、エネルギー、資源等ができる限り地域で有効に活用される構造」に変えていくことにより、ヒト、モノ、カネ、エネルギーの動きそのものを変革し、地域の自給力と創富力を高めるような社会システムの構築を目指すもの。

2 「定住自立圏構想」の推進

「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化、食料生産などの機能で相互に役割分担し、定住の受皿を形成

- 定住自立圏構想推進要綱及び定住自立圏に対する支援策を取りまとめ、平成21年4月より全国展開
- 11月現在、中心市宣言実施済み36団体。協定締結58団体（10圏域）。方針策定2団体（2圏域）

3 過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援

「過疎地域こそ日本の原点」との認識のもと、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生

- 新たな過疎対策の推進
- 「集落支援員」による集落再生
- 医療、介護、生活の足の確保
- デジタル・デバイドの解消

3 行財政改革への取組

1 集中改革プラン

総務省においては、地方行革を強力に推進するため、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）を策定し、各地方公共団体に通知しました。

これにより、事務・事業の再編・整理、民間委託等の推進など各地方公共団体がおおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を作成し、公表しています。

2 行政改革の更なる推進

総務省では、平成18年8月31日に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を策定し、地方公共団体に対し、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革のより一層の行政改革の推進を要請しており、平成21年度4月1日現在、都道府県で45団体、政令指定都市で16団体、市区町村で1,417団体が見直し済みとなっています。

総人件費改革

- 国家公務員の定員純減等を踏まえ、一層の定員純減
- 給与改革の推進（地域民間給与の反映、一層の給与適正化）
- 第三セクター等の人件費抑制に向けた取組 等

公共サービス改革

- 事業仕分けを踏まえた検討を実施し、公共サービスの必要性、実施主体を総点検
- 市場化テストの実施にあたり、公共サービスの維持向上に関する成果指標や経費削減などに関する数値目標を設定

地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）

- 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を推進
- 未利用財産の売却促進や資産の有効活用を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定

自治体間の比較・評価を容易に行える 情報開示のルール作成・住民監視の強化

- 給与情報等公表システムの充実
- 団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進
- 市場化テストの実施過程・実施実績の公表
- 監査委員への外部の人材の積極的登用・外部監査の活用

③ 地方公会計改革と情報開示の推進

ア. 地方公会計の改革の推進

地方公会計の整備については、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」により財務書類の整備又は作成に必要な情報の開示に取り組むよう要請しているところですが、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を平成21年度までに策定することや「地方公共団体財政健全化法」の施行を踏まえれば、平成21年度までにいずれの団体においても一定の資産評価を行った上で財務書類を整備することが重要となっています。

公会計の整備を通じて、地方公共団体の財政状況の透明性が一層向上することが期待されますが、住民等に分かりやすい内容で公表することが重要です。先行的に財務書類を整備している地方公共団体のなかには、以下のように簡潔に全体を示す財務書類を作成しているところがあり参考になるものです。

●貸借対照表

・貸借対照表は、年度末時点における資産・負債とその調達財源の状況を示したものです。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
1. 非金融資産	1,083,132	1.非流動負債	469,992
(1) 事業用資産	392,821	(1) 地方債	430,104
(2) インフラ資産	690,311	(2) 借入金	0
		(3) 退職給付金引当金	33,963
		(4) その他	5,925
2. 金融資産	58,508	2.流動負債	39,343
(1) 資金	13,251	(1) 未払金	6,547
(2) 債権	20,101	(2) 賞与引当金	1,693
未収金	15,407	(3) 翌年度償還予定地方債	30,569
貸付金	2,881	(4) 短期借入金	165
その他	1,813	(5) その他	369
(3) 有価証券	100	負債合計	509,335
(4) 投資等	25,056		
出資金	6,210	純資産の部	金額
基金・積立金	17,215	純資産合計	632,305
その他	1,631		
資産合計	1,141,640	負債及び純資産合計	1,141,640

●行政コスト計算書

・行政コスト計算書は、一年間の行政サービスに費やされた行政資源の額（コスト）を示したものです。

（単位：百万円）

	金額
経常費用	248,872
1. 人件費	41,358
(1) 職員給料	25,598
(2) 退職給付費用	4,877
(3) その他	10,883
2. 物件費	25,620
(1) 消耗品費	5,130
(2) 減価償却費	12,174
(3) 維持補修費	5,058
(4) その他	3,258
3. 移転支出	132,366
(1) 補助金等移転支出	74,200
(2) 社会保障給付費	13,602
(3) その他	44,564
4. 経費等	49,528
(1) 公債費（利払）	11,068
(2) 委託費	20,256
(3) その他	18,204
経常収益 （使用料、手数料、諸収入の一部など）	45,891
純経常行政コスト （経常費用－経常利益）	202,981

●純資産変動計算書

・純資産変動計算書は、資産負債の差額である純資産の一年間の変動内容を示したものです。

(単位：百万円)

	金額
期首純資産残高	629,857
1. 財産変動の部	△ 12,058
(1) 財源の使途	277,719
純経常行政コスト	202,981
固定資産形成	40,673
長期金融資産形成	19,111
その他	14,954
(2) 財源の調達	265,661
税金	80,435
補助金等移転収入	77,813
分担金・負担金等	44,825
その他	62,588
2. 資産形成充当財源変動の部	14,506
(1) 固定資産の変動	14,332
(2) 長期金融資産の変動	210
(3) 評価・換算差額等の変動	△ 36
3. その他の純資産変動の部	0
期末純資産残高	632,305

●資金収支計算書

・資金収支計算書は、資金収支の状況を、経常行政活動、公共投資、その他の行政活動区分別に示したものです。

(単位：百万円)

	金額
1. 経常的収支	40,470
2. 資本的収支	△ 39,279
3. 財務的収支	△ 4,323
当期資金収支額	△ 3,132
期首資金残高	16,383
期末資金残高	13,251
基礎的財政収支	1,191

財務書類の整備状況については、平成22年3月末現在の調査の結果、都道府県にあつては42団体 (89.4%)、政令指定都市にあつては17団体 (94.4%)、政令指定都市を除く市区町村にあつては1,102団体 (63.6%) が「作成済」、都道府県5団体 (10.6%)、政令指定都市1団体 (5.6%)、政令指定都市を除く市区町村473団体 (27.3%) で「作成中」です。また、政令指定都市を除く市区町村のうち157団体 (9.1%) が「未作成」です。

作成済団体のうち、都道府県においては83.0%、政令指定都市においては100.0%、政令指定都市を除く市区町村においては53.1%の団体が新地方公会計モデル (基準モデル・総務省方式改訂モデル) で作成済です。

●地方公共団体の財務書類の整備状況

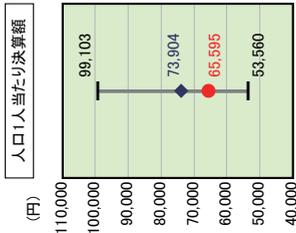
	都道府県	市区町村	政令指定都市	政令指定都市を除く市区町村
作成済	42 (89.4%)	1,119 (63.9%)	17 (94.4%)	1,102 (63.6%)
基準モデル	2 (4.8%)	80 (7.1%)	3 (17.6%)	77 (7.0%)
総務省方式改訂モデル	37 (88.1%)	857 (76.6%)	14 (82.4%)	843 (76.5%)
総務省方式	1 (2.4%)	166 (14.8%)	0 (--)	166 (15.1%)
その他	2 (4.8%)	16 (1.4%)	0 (--)	16 (1.5%)
作成中	5 (10.6%)	474 (27.1%)	1 (5.6%)	473 (27.3%)
基準モデル	0 (--)	33 (7.0%)	0 (--)	33 (7.0%)
総務省方式改訂モデル	5 (100.0%)	429 (90.5%)	1 (100.0%)	428 (90.5%)
総務省方式	0 (--)	11 (2.3%)	0 (--)	11 (2.3%)
その他	0 (--)	1 (0.2%)	0 (--)	1 (0.2%)
未作成	0 (--)	157 (9.0%)	0 (--)	157 (9.1%)
計	47 (100.0%)	1,750 (100.0%)	18 (100.0%)	1,732 (100.0%)

●歳出比較分析表の例

歳出比較分析表(平成n年度普通会計決算)

〇〇県 △△市

人件費及び人件費に準ずる費用の分析

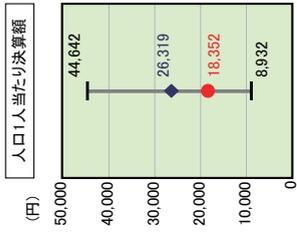


● 当該団体値
◆ 類似団体内平均値
┆ 類似団体内最大値
┆ 類似団体内最小値

人件費及び人件費に準ずる費用

項目	当該団体決算額 (千円)		人口1人当たり決算額	
	当該団体	類似団体平均	当該団体平均	類似団体平均
人件費	8,239,395	65,050	70,259	▲ 7.4
賃金 (物件費)	1,008	1,008	3,120	▲ 67.7
一節事務組合負担金 (補助費等)	127,638	998	4,307	▲ 76.8
公営企業 (法通) 等に対する繰出し (補助費等)	205,938	1,626	864	▲ 90.4
公営企業 (法通) 等に対する繰出し (投資及び出資金・貸付金)	0	0	0	▲ 100.0
公営企業 (法非通) 等に対する繰出し (繰出金)	425,351	3,368	2,781	▲ 20.7
事業費支弁に係る職員の人件費 (投資的経費)	154,231	1,437	1,437	▲ 15.2
▲退職金	▲ 970,540	▲ 7,662	▲ 8,862	▲ 13.5
合計	8,308,495	65,595	73,904	▲ 11.2
参考	当該団体	類似団体平均	対比 (差引)	
人口1,000人当たり職員数 (人)	6,98	7,35	▲ 0.47	
ラズハイレス指数	100.7	98.3	▲ 2.4	

公債費及び公債費に準ずる費用の分析

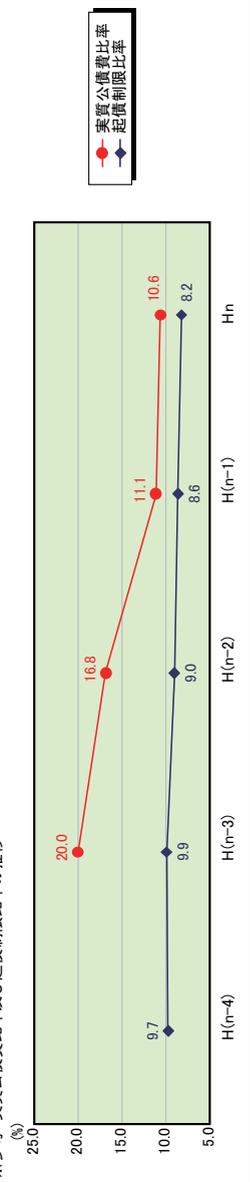


● 当該団体値
◆ 類似団体内平均値
┆ 類似団体内最大値
┆ 類似団体内最小値

公債費及び公債費に準ずる費用 (実質公債費比率の構成要素)

項目	当該団体決算額 (千円)		人口1人当たり決算額	
	当該団体	類似団体平均	当該団体平均	類似団体平均
公債費充当一般財源等額	1,147,415	9,059	41,406	▲ 78.1
繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	10,000	79	82	▲ 3.7
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの (年度割相当額) 等	1,253,770	9,898	12,922	▲ 23.4
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	434,795	3,432	2,179	57.5
一節事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金に充当する一般財源等額	2,195,719	17,335	2,611	563.9
一般財源等額	742	6	42	▲ 85.7
一時借入金和子	▲ 2,717,821	▲ 21,457	▲ 32,924	▲ 34.8
(同一団体に於ける会計間の現金運用に係る利子は除く)	2,324,560	18,352	26,319	▲ 30.3
▲地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額	合計	合計	合計	合計
合計	2,324,560	18,352	26,319	▲ 30.3

※参考 実質公債費比率及び起債制限比率の推移



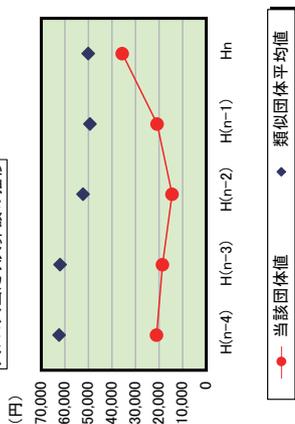
平成(n+1)年4月1日以降の市町村合併により消滅した団体については、「-」としている。(以下の項目については、「-」としている。)

〇〇県 △△市

歳出比較分析表(平成n年度普通会計決算)

普通建設事業費の分析

人口1人当たり決算額の推移



普通建設事業費

	当該団体決算額 (千円)		人口1人当たり決算額		(A)-(B)
	当該団体(円)	増減率(%) (A)	類似団体平均(円)	増減率(%) (B)	
H(n-4)	2,594,174	▲ 23.3	62,449	6.2	▲ 29.5
うち単独分	2,380,264	▲ 19.5	41,644	6.9	▲ 26.4
H(n-3)	2,289,621	▲ 12.2	62,051	▲ 0.6	▲ 11.6
うち単独分	2,088,499	▲ 12.7	40,532	▲ 2.7	▲ 10.0
H(n-2)	1,800,408	▲ 21.8	52,296	▲ 15.7	▲ 6.1
うち単独分	1,625,044	▲ 22.6	33,281	▲ 17.9	▲ 4.7
H(n-1)	2,610,765	43.7	49,332	▲ 5.7	49.4
うち単独分	1,632,747	▲ 0.5	29,329	▲ 11.9	11.4
Hn	4,515,067	71.4	50,068	1.5	69.9
うち単独分	3,223,342	95.7	30,080	2.6	93.1
過去5年間平均	2,762,007	11.6	55,239	▲ 2.9	14.5
うち単独分	2,189,979	8.1	34,973	▲ 4.6	12.7

総合的な財政情報について一覧性をもった開示が求められている中で、普通会計に加え企業会計などの特別会計の状況や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含め、各地方公共団体の総合的な財政状況を開示する方途の一つとして「財政状況等一覧表」を作成し、ホームページ上で公表しています。

ホームページアドレス http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei_ichiran.html

●財政状況等一覧表の例

財政状況等一覧表（平成n年度決算）

（単位：百万円）

団体名	標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
〇〇県	156,718	120,306	22,447	299,471

1. 一般会計等の財政状況

（単位：百万円）

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	526,783	522,458	4,324	796	10,795	1,154,758	
証紙特別会計	6,819	6,188	630	0	—	—	
土地取得特別会計	6	6	0	0	—	—	
母子寡婦福祉資金特別会計	143	124	19	0	20	515	
中小企業近代化資金貸付金特別会計	13,639	11,405	2,234	0	101	42,794	
農業改良資金特別会計	230	23	207	0	1	55	
林業改善資金特別会計	260	54	206	0	1	—	
沿岸漁業改善資金特別会計	96	10	86	0	0	—	
〇〇地区土地区画整理特別会計	600	357	243	0	255	3,065	
育英資金特別会計	713	305	408	0	13	—	
公債管理特別会計	147,237	147,237	0	0	94,906	—	
一般会計等	696,526	688,170	8,356	796	—	1,201,187	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

（単位：百万円）

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	そのうち一般会計 等繰入金見込額	備考
水道用水供給事業会計	7,536	7,548	△ 12	3,567	62	28,048	1,881	法適用
電気事業会計	1,214	1,084	129	2,652	—	2,132	—	法適用
中央病院事業会計	13,752	13,008	744	1,901	419	4,722	2,970	法適用
〇〇病院事業会計	3,088	2,952	136	924	614	3,493	2,511	法適用
港湾土地造成事業会計	480	464	16	1,082	—	—	—	法適用
流域下水道特別会計	4,074	4,068	6	6	525	10,619	5,097	
港湾整備特別会計	2,035	2,032	3	3	287	7,097	2,775	
公営競馬特別会計	9,728	9,644	84	84	—	—	—	
公営企業会計等 計	—	—	—	10,220	—	56,111	15,234	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づいたものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうちの一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

（単位：百万円）

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
〇〇開発公社	75	814	50	311	92	0	1,166	1,050	
〇〇ふれあい公社	107	△ 1,513	13	137	0	0	978	880	
〇〇産業創出支援機構	△ 241	1,799	79	643	37,277	0	714	71	
〇〇地場産業振興センター	92	2,627	10	118	242	0	248	173	
〇〇農業開発公社	8	349	331	347	1,387	0	3,277	983	
〇〇林業公社	△ 12	△ 52	5	284	17,324	0	43,041	38,737	
〇〇土地開発公社	△ 25	4,337	10	0	0	10,825	0	6,732	
〇〇道路公社	0	7,815	7,815	0	5,718	8,010	0	—	
〇〇住宅供給公社	△ 219	3,228	5	0	800	0	6,302	630	
〇〇まちづくり技術センター	221	1,027	10	4	0	0	138	14	
地方公社・第三セクター等 計	—	—	8,328	1,843	62,839	18,836	55,864	49,270	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

4. 充当可能基金の状況

（単位：百万円）

充当可能基金名	平成(n-1)年度 決算 A	平成n年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	8,831	8,824	△ 7
減債基金	32,061	28,167	△ 3,894
その他充当可能基金	34,392	31,272	△ 3,120
充当可能基金 計	75,284	68,263	△ 7,021

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

5. 財政指標の状況

財政指標名	平成(n-1)年度 決算 A	平成n年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成(n-1)年度 決算 A	平成n年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	0.25	0.26	0.01	△ 3.75	△ 5.00	水道用水供給事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	3.20	3.67	0.47	△ 8.75	△ 25.00	電気事業会計	—	—	—
実質公債費比率	13.8	14.4	0.60	25.0	35.0	中央病院事業会計	—	—	—
将来負担比率	273.6	270.7	△ 2.90	400.0	—	〇〇病院事業会計	—	—	—
財政力指数	0.45	0.48	0.03	—	—	港湾土地造成事業会計	—	—	—
経常収支比率	96.7	96.7	0.00	—	—	流域下水道特別会計	—	—	—
						港湾整備特別会計	—	—	—

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成n年度決算における基準である。

目で見える日本の地方財政

地方財政の状況

平成22年版 地方財政白書ビジュアル版
(平成20年度決算)

総務省自治財政局財務調査課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号
電話 03-5253-5111 (内線5649)

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/>